

平成 1 9 年 版

環 境 白 書

(本 編)

秋 田 県

環境白書の発刊に当たって

私たちのふるさと秋田県は、世界遺産の白神山地をはじめ、豊かな水と緑に恵まれており、その恩恵の下に様々な歴史・文化・伝統などが育まれてきました。私たちは、これらのすばらしい環境を守り、県民の貴重な財産として、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、このような恵まれた環境も、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の影響を受けているほか、ごみの排出量の増加や八郎湖の水質悪化など、解決すべき課題に直面しています。

とりわけ、地球温暖化は、将来の世代の生存基盤にかかわるものであり、現代に生きる私たちに課せられた最も大きな課題となっています。県では、平成 19 年 3 月に「秋田県地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、家庭や事業所における省エネルギー対策の推進や建築物の断熱性能の向上など、重点的に推進する 10 の重点分野を定め、県民総参加により温暖化対策を加速化させることとしています。

また、大量消費・大量廃棄型の社会から環境負荷の少ない持続可能な循環型社会に転換していくため、平成 19 年 3 月に「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けて、3 R の推進やライフスタイルの転換、バイオマスの利活用の推進、さらには循環型社会ビジネスの振興の 4 項目を施策の柱としながら、県民総参加により取り組んでいくこととしています。

水質が悪化しつつある八郎湖については、平成 19 年度中に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼とし、湖沼水質保全計画を策定して、総合的な対策を進めることとしています。

これらの環境問題を解決していくためには、行政のみならず、県民・事業者の方々の皆様一人ひとりの主体的な取組が不可欠であります。

この環境白書は、平成 18 年度における本県の環境の現状と施策についてとりまとめたものです。本書を通じて多くの県民の皆様に環境への理解と関心を高めていただき、全国に誇れる「水と緑の秋田」の実現を目指して、県民の皆様とともに取り組んでいきたいと考えています。

平成 20 年 1 月

秋田県知事 寺田 典城

平成19年版環境白書目次

本 編

第1部 総説	1
第1章 環境行政の課題と動向	1
第1節 環境行政を取り巻く課題及び施策の方向	1
1 地球環境問題への取組	1
2 循環型社会の形成への取組	2
3 アスベスト問題	7
4 化学物質対策	7
5 すぐれた自然の保全と継承	8
第2節 本県の環境施策の枠組み	8
1 環境基本条例の制定	8
2 環境基本計画の策定	9
3 環境基本計画の推進	9
第2章 環境の現状の概要	11
第1節 自然環境	11
第2節 快適環境	11
第3節 生活環境	11
1 大気環境	11
2 水環境	11
3 廃棄物	12
第2部 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策	14
第1章 自然と人との共存	14
第1節 自然環境の体系的保全	14
1 自然保護思想の普及啓発	14
2 自然環境保全地域等の指定・管理	14
3 自然環境の保全管理	16
4 自然環境保全基礎調査	16
5 秋田県版レッドデータブック	18
6 野生鳥獣の保護	18
7 温泉の保護と利用	20
第2節 自然とのふれあいの確保	21
1 自然公園の保護と整備	21
2 森林の総合利用	28
第3節 農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上	29
1 環境と調和した農業の推進	29
2 森林の保全	30
3 自然環境に配慮した漁業施設の整備	33
第4節 快適環境の確保	35
1 快適な都市環境の確保・創出	35
2 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全	36
第5節 環境美化への取組	38
1 美しいふるさとづくり運動の気運の醸成	38
2 全県的な環境美化活動の輪づくり	38
第2章 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築	39
第1節 大気環境	39

1	二酸化硫黄の現況と対策	39
2	二酸化窒素の現況と対策	40
3	一酸化炭素の現況と対策	41
4	光化学オキシダントの現況と対策	41
5	浮遊粒子状物質の現況と対策	42
6	その他の大気環境	44
7	大気汚染の防止対策	46
第2節	水環境	50
1	水質汚濁の現況	50
2	水質汚濁の防止対策	60
第3節	その他の公害の現況及び防止対策	64
1	騒音の現況及び防止対策	64
2	振動の現況及び防止対策	66
3	悪臭の現況及び防止対策	66
4	鉱山鉱害の現況及び防止対策	67
5	土壌汚染の現況及び防止対策	68
6	アスベスト問題の現況と対策	69
第4節	化学物質対策	71
1	ダイオキシン類の現況と対策	71
2	その他の化学物質による汚染防止対策	72
第5節	廃棄物対策、リサイクル	74
1	一般廃棄物の現況	74
2	産業廃棄物の現況	81
3	廃棄物処理対策	82
4	産業廃棄物税条例と県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例	86
5	秋田県認定リサイクル製品の利用拡大	88
6	秋田県北部エコタウン計画の推進	90
第6節	公害紛争の処理及び環境事犯の取締り	91
1	公害に関する苦情	91
2	公害に関する紛争の処理	93
3	環境事犯の取締り	93
第3章	地球環境保全への積極的な取組	94
第1節	地球温暖化対策	94
1	秋田県地球温暖化対策地域推進計画	94
2	地球温暖化防止のための普及啓発等	96
3	秋田県新エネルギービジョン	97
第2節	オゾン層保護対策	98
第4章	環境保全に向けての全ての主体の参加	99
第1節	環境に配慮した自主的行動の促進	99
第2節	環境教育・環境保全活動の推進	100
1	環境教育の推進	100
2	環境保全に関する啓発事業	104
第3節	広域的な協力体制	105
第5章	共通的・基盤的施策の推進	107
1	環境影響評価の推進	107
2	環境マネジメントシステムの普及・推進	108
3	公害防止協定	111
4	公害防止設備資金	111
5	環境保全に関する主な調査研究	112

第 1 部 総 説

第 1 章 環境行政の課題と動向

第 1 節 環境行政を取り巻く課題及び施策の方向

1 地球環境問題への取組

近年、地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊、熱帯雨林の減少等地球的規模での環境問題が大きく取り上げられてきています。

これらの地球環境問題はいずれも人間活動の量的拡大、質的变化が原因になっており、各々の問題が相互に絡み合い、その影響・被害が一国にとどまらず、国境を越え、ひいては地球全体にまで広がる深刻な問題です。

これらは、地球の生態系などを始めとする人類の生存基盤に大きな影響を及ぼすことから、全世界の国々が連携して取り組むべき共通の課題となっています。

地球温暖化問題については、1988 年に、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）が設置され、地球温暖化による環境や社会経済への影響、対応戦略に関する検討が行われています。

1992 年には「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、それに基づく第 3 回締約国会議（C O P 3）が 1997 年 12 月に京都で開催されました。ここでは、温室効果ガスに関する国家間の排出量取引など（京都メカニズム）を認めつつ、先進国の温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」が採択されました。

我が国は、京都議定書において、温室効果ガスの 2008 年から 2012 年の目標期間における平均排出量を 1990 年水準から 6 %削減することを約束しました。

（1）国の動向

この C O P 3 を契機として我が国では、「地球温暖化推進大綱」の策定（平成 10 年 6 月）や「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定（平成 10 年 10 月）とそれに基づく「地球温暖化防止対策に関する基本方針」の閣議決定（平成 11 年 4 月）をはじめ、平成 14 年 3 月には「新・地球温暖化対策推進大綱」の政府決定、同年 5 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正など、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を図るための枠組みの整備に取り組んできました。

その後、平成 14 年 6 月に我が国は京都議定書を批准しましたが、この京都議定書は平成 16 年 11 月にロシアが批准したことにより、発効の要件が満たされ、平成 17 年 2 月に発効しました。

これを受け、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、現在、目標達成に向けた取組が行われています。

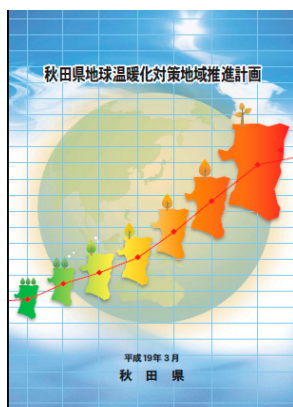
特に、平成 17 年 4 月から地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス 6 %」の展開や、服装を見直して冷暖房の温度調節による省エネを進める「クール・ビズ」や「ウォーム・ビズ」、環境にやさしい行動を心がけて生活する家庭（エコファミリー）を支援する「我が家の環境大臣」などの事業が行われています。



（２）県の取組

秋田県では、2007（平成 19）年 3 月に「秋田県地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、本県における 1990（平成 2 年度）に比較した 2010（平成 22）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を 9.5%、二酸化炭素についての削減目標を 6%とする目標を掲げ、その達成に向けて、重点 10 分野の対策を県民総参加により推進することとしています。

具体的には、事業活動や家庭における省エネルギー対策、断熱性能の向上等の建築物対策、公共交通機関の利用促進やエコドライブの普及による運輸部門対策、風力発電や太陽光発電などの新エネルギーの導入促進、森林の保全・整備等による森林吸収源対策等を推進します。



秋田県地球温暖化対策地域推進計画

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地域での地球温暖化対策のリーダーとして普及啓発活動に取り組むとともに、地球温暖化に関する情報収集や、県民、事業者、民間団体の活動支援及び情報提供を行うため、2004（平成 16）年 8 月に特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラムを「秋田県地球温暖化防止活動推進センター」に指定し、当センターを拠点とした取組を推進しています。

２ 循環型社会の形成への取組

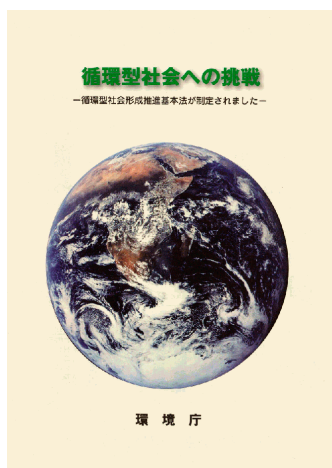
近年、我が国における社会経済活動の拡大に伴い、生活が物質的に豊かになる一方で、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等廃棄物に起因する様々な問題が私たちの日常生活に深刻な影響を及ぼしつつあることから、これまでの豊かな社会を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを見直し、資源の循環を基調とした、循環型社会への転換が求められています。

（１）国の動向

国では、平成 12 年 6 月に循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、これまでの容器包装リサイクル法^{※1}、家電リサイクル法^{※2}に加え、資源有効利用促進法^{※3}や建設リサイクル法^{※4}、食品リサイクル法^{※5}、自動車リサイクル法^{※6}など、循環型社会の構築に向けてリサイクル関連法を整備してきました。

循環型社会形成推進基本法では、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という廃棄物・リサイクル対策上の優先順位が示されるとともに、事業者・国民の「排出者責任」^{※7}の明確化や「拡大生産者責任」^{※8}の一般原則が確立されました。

また、廃棄物処理法^{※9}についても、国の基本方針の策定、都道府県の廃棄物処理計画や多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の策定、マニフェスト制度の見直し、野外焼却の禁止など廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するための改正を行い、平成 13 年 4 月に全面施行され、平成 17 年 5 月には国の基本方針が改定されました。

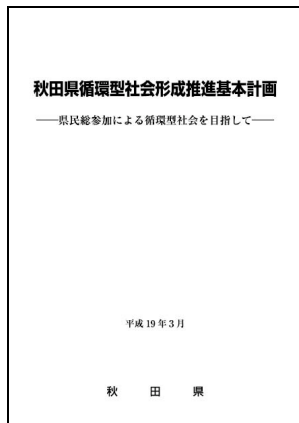


パンフレット「循環型社会への挑戦」（環境省）

（２）県の取組

① 秋田県循環型社会形成推進基本計画

本県の資源循環や廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、将来のあるべき姿を描きつつ、循環型社会の形成に関する各分野における個別施策を推進するための中心的な役割を担う計画として「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を平成 19 年 3 月に策定しました。



秋田県循環型社会形成推進基本計画

計画は、おおむね一世代後（20 年後）について、

- ア 「循環」を基調としたライフスタイルが定着した社会
- イ 「環境」を理念に据えた事業活動が展開される社会
- ウ 役割分担とパートナーシップにより創られる持続可能な社会
- エ 適正な資源循環のための基盤が構築された社会

の 4 つの姿を、本県が目指す循環型社会の姿としました。

目指すべき循環型社会の形成に向けた施策の方向を、

- ア すべての主体による廃棄物の 3 R の推進及び適正処理
- イ 循環を基調としたライフスタイル・事業活動への転換
- ウ バイオマスの利活用の推進
- エ 循環型社会ビジネスの振興

の 4 つに集約し、計画期間（平成 19～22 年度）に達成すべき 14 の数値目標を設定するとともに、県民、NPO などの団体、事業者、市町村及び県の各主体に求められる役割や取組を示しました。

② 第 2 次秋田県廃棄物処理計画

第 2 次秋田県廃棄物処理計画は、計画期間を平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とするものであり、廃棄物の減量化の目標量（排出量、再生利用量、最終処分量）を定めるとともに、本県における廃棄物処理に当たっては、県民、事業者、処理業者、行政がそれぞれの役割分担のもとお互いに協力しながら、生産・流通・消費・廃棄のあらゆる段階において、

- ア 廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること（発生抑制：リデュース）
- イ 廃棄物となったものについても、できる限り繰り返し使用すること（再使用：リユース）
- ウ 再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること（リサイクル）
- エ どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うことを基本方針としています。

この計画の推進に当たっては、

- ア 廃棄物の減量化・適正処理に向けた普及啓発、環境教育・学習の推進

イ 廃棄物減量化・リサイクルシステムの確立

ウ 廃棄物処理施設の確保

エ 廃棄物の適正処理の推進

の4つの施策の方向を定め、関係する施策を総合的かつ計画的に進めています。

③ 一般廃棄物

一般廃棄物については、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に向け、県民、事業者、行政が一体となった地域ごみゼロあきた推進事業を実施し、積極的な県民運動を展開するとともに、空き缶等の散乱ごみ対策として平成13年3月に「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、美しいふるさとづくりを推進しています。

また、平成11年3月に「秋田県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理の広域化、ごみ焼却施設の集約化によるダイオキシン類対策を進めるとともに、リサイクルプラザなどのリサイクルの拠点施設の整備を促進しています。さらに、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目的とした「秋田県生活排水処理整備構想（平成12年策定）」に基づき、合併処理浄化槽などの整備を促進しています。

④ 産業廃棄物

産業廃棄物については、適正処理の確保、排出抑制・減量化・再生利用の推進、広域処理への対応などに取り組むとともに、不法投棄を防止するため、ヘリコプターによる空からの監視（スカイパトロール）や環境監視員による監視体制の強化を図り、不適正処理事案については行政処分を行う等の措置を講じています。また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、県営の最終処分場（秋田県環境保全センター）を整備しています。

さらに、平成12年10月の北東北知事サミット（青森、岩手、秋田）における広域的な

廃棄物対策についての合意に基づき、これまでの規制的手法に加え、産業廃棄物の排出に一定の経済的負担を求めることにより廃棄物の発生を抑制し減量化やリサイクルを促進するため、平成14年12月に「産業廃棄物税条例」と環境保全協力金の納入を盛り込んだ「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定し、平成16年1月から施行しています。

能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策については、平成15年6月に成立した産廃特措法^{※10}に基づく特定支障除去等事業実施計画を策定し、平成17年1月に環境大臣の同意を得て、同年2月から実施計画に基づき国の財政支援を受けながら事業を行っています。

なお、県は国に対して、廃棄物処理法に基づく維持管理積立金制度が適用されない、平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場、いわゆる既設処分場についても適正な維持管理を確保されるよう新たな制度の確立について要望してきましたが、平成17年5月の同法改正により既設処分場についても同制度が適用されることとなりました。



産業廃棄物中間処理施設（がれき類破碎）

⑤ バイオマス

バイオマスについては、再生可能な資源による循環を推進するため、県内に豊富に存在しているバイオマスを重要な資源・エネルギー源として位置づけ、

ア 産学官の連携を強化しながら、利活用に係るコスト削減や、バイオマスのエタノール化、建材など新素材の工業材料としての利用などの実用化に向けた研究・技術開発

イ バイオマスの効率的で低コストの収集・搬出システムや広域的な収集の仕組みづくり

ウ バイオマスの生産、再生利用及び利活用の各段階で関わる様々な産業・事業者間の連携

など、その総合的利活用を推進しています。



能代バイオマス発電所

⑥ 循環型社会ビジネス

循環型社会ビジネスの総合的な振興のため、

ア 産学官の連携強化及び応用可能な技術の調査研究・技術開発

イ 創業・新規参入の促進を支援するための研究開発やマーケティング支援

ウ 秋田県認定リサイクル製品の普及及び公共事業等における積極的な利用

エ 北部エコタウン計画の推進及び全県域への波及・技術移転

など、高度な鉱山技術や盛んな木材産業を背景に、地域の特徴を活かした施策を推進します。



リサイクル製錬拠点の形成

※1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

※2 特定家庭用機器再商品化法

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律

※4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

※5 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

※6 使用済自動車の再資源化等に関する法律

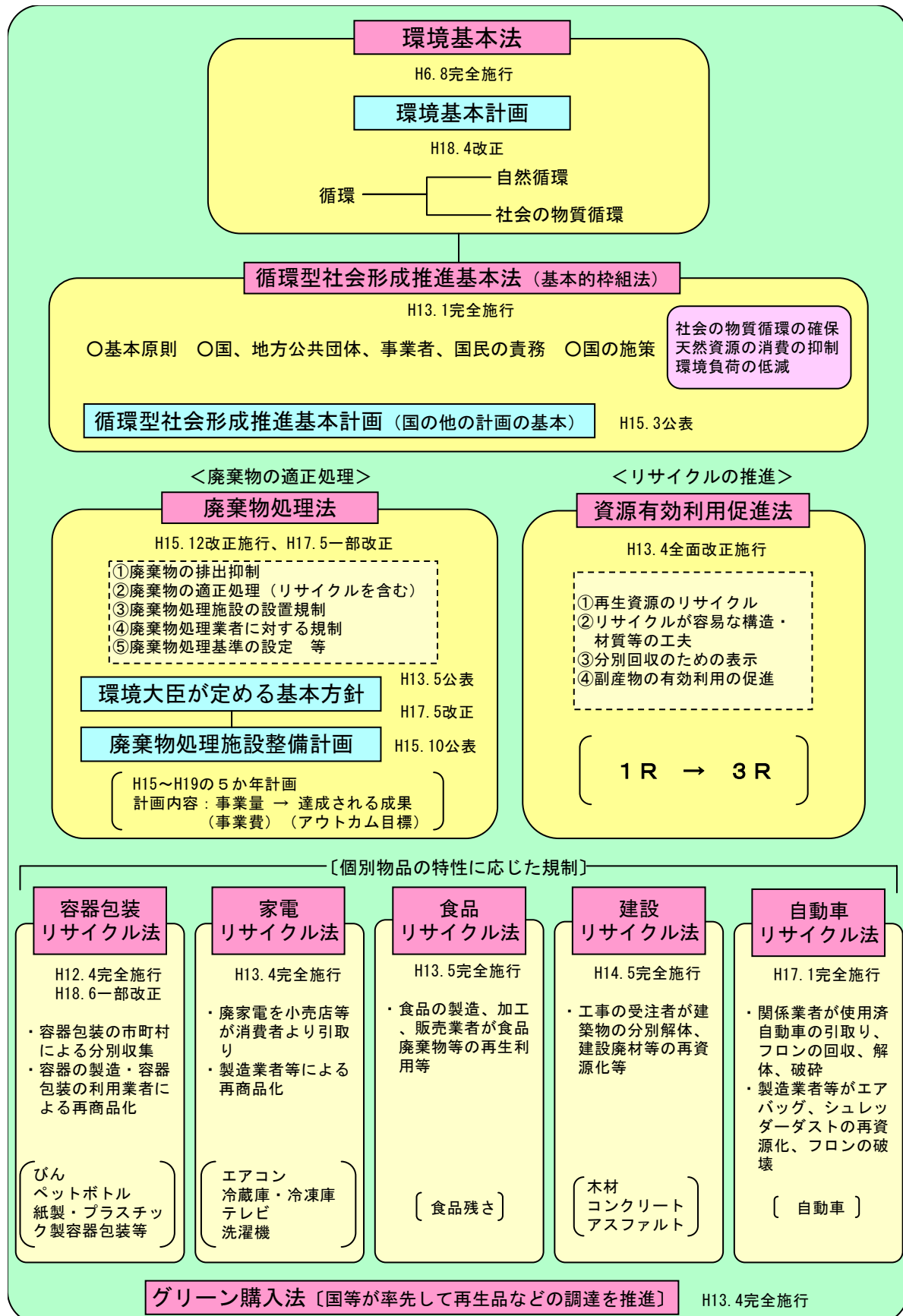
※7 廃棄物を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるという考え方

※8 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方

※9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※10 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

循環型社会の形成を推進するための法体系



3 アスベスト問題

アスベスト（石綿）は、耐久性、耐熱性、耐薬品性などの特性に非常に優れ安価であるため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等、様々な用途に広く使用されてきました。

アスベストは粉じんを吸い込むことによって、約 20 年から 40 年経ってから肺がんや中皮腫などの健康障害を引き起こすことが確認されたため、代替物質のない一部用途を除いて原則として、使用が禁止されています。

アスベストを原因とする健康被害については、これまで労働災害上の問題とされてきましたが、平成 17 年 6 月下旬にアスベスト含有製品の製造工場での労働災害の事例が公表され、その後、従業員のみならず、その家族や付近住民までも悪性中皮腫等の健康被害が明らかになったことから、アスベスト問題は大きな社会問題に発展しました。

（１）国の動向

政府では、平成 17 年 7 月からアスベスト問題関係閣僚による会合を開催し、同年 12 月に「隙間のない健康被害者の救済」、「今後の被害を未然に防止するための対応」、「国民の有する不安への対応」を対策の柱とする「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられました。

この総合対策を踏まえ、平成 18 年に入り、アスベストによる健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行及びアスベスト対策の強化のために大気汚染防止法、廃棄物処理法等の四法を一括して改正するなどアスベスト問題に取り組んでいます。

（２）県の取組

県では、平成 17 年 7 月に庁内関係課、秋田労働局、中核市である秋田市で構成される「秋田県アスベスト問題連絡協議会」を設置し、この問題に対応してきております。

平成 18 年度においても、民間建築物の吹付

けアスベスト除去工事に対する低利の融資や吹付けアスベスト除去作業現場の監視を引き続いて行っています。

また、平成 19 年 1 月には建築業者や廃棄物処理業者などを対象として、改正されたアスベスト関係法令について説明会を開催するなどアスベスト対策を推進しています。

4 化学物質対策

化学物質は、私たちの生活を豊かにし、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品などいろいろな形で流通している化学物質は、推計で数万種といわれていますが、日常生活や事業活動において使用、廃棄され、大気や水、土壌といった環境中に排出されています。環境中に排出された化学物質の中には、大気汚染や水質汚濁の原因となったり、長期間にわたり土壌に蓄積することによって人の健康や生態系に悪影響を及ぼしたりするものがあるほか、ダイオキシン類など非意図的に生成されるものもあり、内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）を含めた化学物質による環境汚染を防止するための対応が課題となっています。

化学物質による環境汚染を防止し、安全で安心な社会を実現するためには、これまでの規制による取組に加え、県民、事業者、研究者及び行政が化学物質に対する各種の情報を共有しながら意思疎通（リスクコミュニケーション）を図って共通の認識に立った環境リスクの管理・低減に努めることが求められています。

（１）国の動向

国は、これまでも「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」や「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」などの個別の法律により化学物質の管理・規制を行ってきました。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「特定化学物質の環境への排出量の把

握及び管理の改善の促進に関する法律」を制定するとともに、「化学物質の内分泌かく乱化学物質に関する環境省の今後の方針について－EXTEND2005－」を策定するなど、環境ホルモン等に関する未解明部分の調査・研究を行っています。

（２）県の取組

本県では、これらの法律に基づいた施策のほか、「有害化学物質等に対する取り組み方針」を策定し、発生源監視、県民への情報の提供等、５つの基本方針を施策として展開するため、ダイオキシン類の常時監視や発生源監視など具体的な取り組みを行っています。

５ すぐれた自然の保全と継承

近年、道路・ダム等の建設や各種観光開発事業などにおける自然環境への配慮がますます重要視されるようになっていますが、こうした大規模な開発に限らず、農林水産業における農薬・肥料の使用や工場等の事業活動はもちろん、野外レクリエーションなどの身近な活動等においても自然を正しく理解し、自然環境に及ぼす影響をできるかぎり回避する必要があります。

県では、自然環境保全地域や自然公園の指定・管理、野生動植物の保護・保全、自然保護思想の普及等を通じて、貴重な自然の保護・保全に取り組んできたほか、環境影響評価制度の運用等により、各種開発事業に対して環境配慮を求めてきたところです。

今後は、身近な自然環境の保全や生物多様性の保全といった新たな課題に対応し、将来にわたって自然と共に生きることができるよう、自然の条件や地域の社会的条件に応じた施策を引き続き推進します。

また、本県は、山岳地等の変化に富んだ地形や湿潤な気候風土の中で豊かな自然環境に恵まれています。

これらの自然環境は、長年にわたる節度の

ある利用により、自然界の物質循環が保たれ、今日までに引き継がれてきたもので、私たちにとって貴重な財産であるとともに、次世代に確実に引き継いでいかなければならないものです。

特に、コナラやミズナラなどの二次林（里山的自然）は、私たちの日常生活を包み込んできたふるさとの風景ですが、生活様式の変化によって日常生活との関わりが薄れ、地域によっては宅地開発などで減少しており、これらの保全を進める必要性が高まってきています。そのため、自然に対する感受性や関心を培い、人と自然の関わりや私たちの生活様式について考えたり、学んだりすることが重要になってきており、自然とふれあえる機会や自然の中でのいろいろな体験などを通じた普及啓発を推進します。

第２節 本県の環境施策の枠組み

１ 環境基本条例の制定

本県では、平成９年３月に秋田県環境審議会から①環境マインドの醸成やゼロエミッション社会の構築等といった新しい視点で環境を総合的にとらえる必要があること、②環境行政全体の道筋を明らかにするため、環境保全についての目標や基本方針を内容とした環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定をすべきであることを主な内容とする「２１世紀に向けた環境政策のあり方について」の答申を受け、今日の環境問題に対処し、県民の健康で文化的な生活を確保するために、環境保全についての基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、さらには環境保全に関する基本的な事項を明らかにした環境施策の指針となる「秋田県環境基本条例」を同年１２月に制定しました。

2 環境基本計画の策定

上記で述べた秋田県環境基本条例に基づき、本県の特性を踏まえ、「風かおる緑豊かな秋田」を将来へ伝え残していくことを目指し、環境保全に関する施策を計画的・総合的に推進するため、平成10年3月に「秋田県環境基本計画」を策定しました。その後、県では「温暖化対策 美の国あきた計画」や「秋田県廃棄物処理計画」を策定しており、本計画が策定されてから5年目となる平成15年6月に改定しました。今日の環境問題が県民、事業者、行政など全ての主体の協力・連携と積極的な参加なくしては解決できないことから、この計画では、各主体がそれぞれの立場で果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組の指針を示しております。

この計画に掲げている環境行政推進の基本方針は次のとおりです。

① 自然と人との共存

全ての県民が豊かな自然環境を享受し、将来に引き継いでゆくために、人間優先的な考えを改め、多様な自然環境と生物の生育環境を確保し、自然と人が共存可能な社会の構築に向けて各種施策を行います。

② 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築

安全で健康的な暮らしができる生活環境を確保するため、公害を未然に防止するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築に向けて各種施策を行います。

③ 地球環境保全への積極的な取組

地球環境問題は、私たち一人ひとりの様々な活動に起因しており、また実感を伴わないことが多いことから気づかぬうちに問題が深刻化するおそれがあります。このため、本県でも長期的視点に立って地球環境を保全するための調査・研究・情報提供など、各種取組を積極的に行います。

④ 環境保全に向けての全ての主体の参加

顕在化する今日の環境問題を解決するためには、県民・事業者・民間団体・行政など全ての主体が協力・連携し、事業活動や日常生活を通して自主的かつ積極的に環境保全活動を行っていく必要があります。このため、情報提供や普及啓発事業を通じて、全ての主体が、環境保全活動に取り組むための条件整備を進めます。

3 環境基本計画の推進

本県では、環境基本計画を着実に推進するため、平成10年度から庁内に環境調整会議を設置し、計画の進行管理、環境施策の点検・調整（秋田県庁環境マネジメントシステム）を行なってきました。その後、さらなる基盤強化を図るため、平成13年3月にISO14001の認証を取得（平成19年3月更新）するとともに、今後ともこのシステムを活用しながら取組を継続していくこととしています。

なお、計画のこれまでの進捗状況は次のとおりです。



秋田県環境基本計画（改定版）

秋田県環境基本計画(重点プロジェクト)の進捗状況について

【施策目標の推進状況】

項 目	単位	基準年・基準値	実 績 ※()のないものはH18実績	平成22年 (2010年)
1 生物多様性の確保				
自然環境保全地域等の指定数	地域	13 19	21	25
レッドリスト作成分類群数	群	13 8	8	12
2 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進				
県土の保全・自然生態系を育む基盤づくり (農業用排水施設整備面積)	ha	13 6,300	23,500	28,000
農地等の多面的機能の発揮 (遊休農地等の発生防止取組面積)	ha	16 10,187	11,180	11,000
保安林の累積整備面積 (平成13年度からの累積面積)	ha	13 4,216	23,216	40,066
森林の総合的な整備(森林整備率)	%	13 52	89	70
都市との積極的な連携・交流の促進 (農山村と都市住民等の交流参加者数)	人	13 45,309	64,536	85,000
3 三大湖沼の水質浄化				
十和田湖湖心のCOD75%値	mg/l	13 1.4	1.3	1以下
八郎湖湖心のCOD75%値	mg/l	13 6.8	10	4以下
田沢湖表層のpH年間平均値		13 5.6	5.2	6以上
田沢湖湖心のCOD75%値	mg/l	13 0.8	0.5未満	1以下
4 都市河川の浄化				
公共用水域環境基準適合率 (BOD-COD)	%	13 79.4	90.6	95
生活排水処理施設普及率	%	13 53.8	72.5	80
5 化学物質による環境汚染の防止				
化学物質等対策の推進 (ダイオキシン類環境基準達成率)	%	13 99.3	100.0	100.0
6 廃棄物の減量化・リサイクルの推進				
県民1人1日当たり一般廃棄物排出量 ※17年度実績から環境省によるごみ排出量の基準 が改められているが、本実績では従来どおり収集ご み量+直接搬入量+自家処理量を排出量の基準と して算出	グラム	11 1,050	1,097 (17年度実績)	890
一般廃棄物リサイクル率	%	11 15.6	21.3 (17年度実績)	24.1
産業廃棄物減量化・リサイクル率	%	11 58.2	60.1 (17年度実績)	77.7
産業廃棄物最終処分量	千t	11 1,109	953 (17年度実績)	590
7 地球温暖化対策の推進				
県内の二酸化炭素排出量 (1990年度の排出量を100%にした割合)	%	12 131	134 (15年度実績)	100
新エネルギー導入量(原油換算した量)	千kl	13 231.4	288.1	389.8
8 国際協力の推進				
環境保全分野の海外技術交流地域数	地域	13 1	1	2
9 環境教育、環境学習の情報ネットワーク構築				
環境カウンセラー登録数	人	13 19	33	50
あきたエコマイスター登録数(累計)	人	16 66	193	270
こどもエコクラブ登録数(年間)	クラブ	11 46	109	100

第2章 環境の現状の概要

第1節 自然環境

本県は、起伏の大きい山岳地等変化に富んだ地形や湿潤な気候風土を有し、また多様な動植物相がみられるなど、比較的豊かな自然環境に恵まれています。

しかしながら、社会経済活動の拡大に伴い各種開発が進められた結果、動植物の生息・生育環境が人為的影響を受けています。自然環境管理計画策定調査結果では、原生的自然からみて総合評価が一番高い地域（貴重な動植物分布地、自然植生分布地、代表的景観地）が県土の約30%まで減少しており、このうち自然植生域が県土の約16%という結果になっています。なお、自然植生域が大規模な面積を占める白神山地は、世界的にも貴重な原生的ブナ林を有することから、世界遺産として登録されています。

これらの豊かな自然環境を次世代に継承していくため、自然と動植物の体系的な保全に取り組むとともに、県民の自然保護に対する意識のより一層の向上に取り組んでいく必要があります。

第2節 快適環境

本県では、豊かな自然の恵みを受け、地域に根ざした独特の文化と生活を育んできました。しかし、近年の都市化の進展に伴い、身近な自然や歴史的な地域の特性が失われつつあります。

このため、身近にやすらぎと潤いがある生活空間を創造するとともに、県内の特徴ある景観の保全形成を図り、歴史的な文化遺産を保全していく必要があります。

第3節 生活環境

1 大気環境

本県の大気環境については、秋田市など9市に26の測定局を設置して常時監視を行っ

ていますが、概ね良好な状態で保全されています。

平成18年度における測定結果では、二酸化硫黄（20局）、二酸化窒素（19局）、一酸化炭素（5局）及び浮遊粒子状物質（25局）は全測定局で長期的評価に基づく環境基準を達成しています。

光化学オキシダントは、全測定局（5局）で春季から夏季にかけて環境基準を超えていますが、県大気汚染緊急時措置マニュアルに定める光化学スモッグ注意報の発令基準の0.12ppmは下回っています。

また、県内3地点における雨水及び雪のpHのモニタリング調査の結果、酸性雨・雪は観測されていますが、これによる樹木等への被害は報告されていません。

このような現状を踏まえ、今後も引き続き監視体制を強化しながら、良好な状態を維持し、より良い大気環境の実現に取り組んでいく必要があります。

2 水環境

平成18年度は、秋田県内の公共用水域の水質について、128水域184地点で監視測定を行いました。

この結果、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして国が定めた水質汚濁に関する環境基準のうち、「人の健康の保護に関する項目」であるカドミウム等重金属やトリクロロエチレン等有害化学物質の26物質については、高松川の須川橋及び玉川ダム湖において鉛が環境基準を達成できませんでしたが、それ以外の調査地点では達成しました。

また、河川や湖沼、海域毎に水の利用目的に応じた類型を指定して環境基準を定めるpHやBOD等の「生活環境の保全に関する項目」のうち、BOD又はCODの環境基準達成率は公共用水域全体で90.6%となっており、その内訳は河川で95.7%、湖沼で41.7%、海域で

100%でした。環境基準を達成していないのは、河川では八郎湖流入河川 4 水域であり、湖沼では八郎湖等 7 湖沼でした。

本県の水環境を特徴づけている八郎湖、十和田湖及び田沢湖の三大湖沼は、いずれもそれぞれの特性から水質の問題を抱えています。

八郎湖は、COD が環境基準点の野石橋地点では昭和 60 年度頃から、大湊橋地点及び湖心でも平成 4 年度頃から漸増しており、野石橋地点、大湊橋地点及び湖心における平成 18 年度の COD はそれぞれ 12、9.1、10 mg/L と全ての地点で環境基準の 3 mg/L 以下を達成できませんでした。これは、湖水の富栄養化が進み植物プランクトンの増殖によるところが大きく、水質改善のために総合的な対策を進める必要があります。

県では、平成 18 年度に八郎湖の水質改善を目指し、具体的な対策の検討を行う新しい組織として八郎湖環境対策室を設置し、平成 19 年度中に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼化を目指すとともに、湖沼水質保全計画を策定し、総合的な対策を進めることとしています。

十和田湖は、昭和 61 年以降、湖沼の水質環境基準項目の COD が基準値 1 mg/L を超えており、子の口地点及び湖心における平成 18 年度の COD も、それぞれ 1.3mg/L と環境基準を達成できませんでした。

このため、県では青森県と共同で平成 13 年に「十和田水質・生態系改善行動指針」を定め、下水道接続率の向上、水質及び生態系の調査、環境保全意識の啓発などの事業を実施し、対策を推し進めています。

田沢湖は、玉川酸性水の導入により酸性化（pH4.2 前後）していましたが、平成 3 年から「玉川酸性水中和施設」が稼働したことにより湖心における pH が回復傾向にありました。平成 14 年から玉川源泉酸度が急上昇し、湖の表層付近での pH の低下傾向が一時的に見られたものの、平成 18 年度の湖心での pH

は 5.2 と回復傾向を示しています。

このため、県では源泉酸度上昇などの状況の変化に対応できる中和処理施設の適正管理に向け、関係機関と連携しつつ対応することとしています。

地下水の水質については、53 地区 60 地点で概況調査を行ったところ、1 地点で鉛、1,1,2-トリクロロエタンが、1 地点で砒素が、1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目が環境基準値を超えました。

また、過去の概況調査で環境基準を超えた項目がある 14 地区 33 地点については、地下水水質の定期モニタリング調査を行いました。

3 廃棄物

（１）一般廃棄物

平成 17 年度の一般廃棄物の排出量は、全県で 47.1 万トン、県民 1 人 1 日当たりの排出量が 1,110 グラムとなっており、前年度と比べて排出量が約 1 千 3 百トン減少していますが、1 人 1 日当たりの排出量は 6 グラム増加しています。また、リサイクル率については、21.3%と前年度に比べ 0.3 ポイント減少しています。

焼却処理については、国内で発生するダイオキシン類の多くが一般廃棄物焼却施設に由来するとされていることから、ダイオキシン類の発生源をできるだけ少なくし、高度な処理機能を有する施設を確保する必要があります。

埋立処分については、管理者による維持管理の徹底と適正な最終処分場の確保を図る必要があります。

ごみの破碎や圧縮等の中間処理は、ごみの減量化、資源化のための前処理であり、容器包装ごみについては、その受け皿となる資源化等を行う施設の整備を促進する必要があります。

廃家電については、以前は粗大ごみとしてそのほとんどが埋立処分されていましたが、

平成 13 年 4 月から家電リサイクル法が施行され、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目については、消費者も一定の負担をした上でメーカーがリサイクルする仕組みとなっています。

平成 17 年度のし尿処理の状況は、水洗化率が 65.1%となっており、流域下水道、公共下水道及び浄化槽の普及により年々増加傾向にあります。また、市町村及び一部事務組合が設置しているし尿処理施設は 20 施設、収集量は 1,408kl/日となっています。

し尿処理施設は総じて老朽化や能力低下が見られることから、今後、施設の新設や改造の必要があります。また、快適な生活の確保と公共用水域の水質を保全するため、合併処理浄化槽の整備を促進する必要があります。

（２）産業廃棄物

平成 17 年度の産業廃棄物の処理実績は、中間処理では 159.4 万トン、最終処分では 95.3 万トンの合計 254.7 万トンとなっています。中間処理は前年と比べると若干減少したもののここ数年は増加傾向にあり、最終処分は概ね横ばい傾向にあります。

産業廃棄物の適正処理は、生活環境の保全を図る上で基本的な条件であるとともに、産業経済活動の維持発展を図る上でも不可欠な要件であることから、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の監視・指導の強化等の適正処理対策を推進する必要があります。特に最終処分場については、二次公害等を発生させないよう定期的に放流水の検査を実施するなど監視・指導の徹底を図るとともに、各リサイクル法の整備により増加が懸念されている不法投棄を防止するための監視体制を強化する必要があります。

また、環境への負荷の少ない循環型社会の実現のためには、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化が一層求められていることから、廃棄物処理法に基づき、廃棄物を多量に

排出する事業者に対して廃棄物の発生源での自主的な管理を促進する必要があります。

さらに、最終処分場を確保するため、秋田県環境保全センターの拡充整備を行うこととし、平成 15 年度に D 区処分場整備工事に着手し、平成 18 年 10 月から供用開始しています。

なお、能代産業廃棄物処理センターの処分場については、同センターの倒産以降、県が維持管理を行っていますが、VOC（揮発性有機化合物）を含む汚染された地下水の場外への滲出が続いており、引き続き汚水の回収・処理など同センターの環境保全対策を講じて、汚染の拡散防止を図っていく必要があります。また、同センターにおける廃棄物の不適正処分に関与した者の責任を追及する必要があります。

第2部 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策

第1章 自然と人との共存

第1節 自然環境の体系的保全

1 自然保護思想の普及啓発

近年の様々な環境問題に対処するためには、①自然の理にかなった方策で、②環境と人との絆を強め、③環境を広く分かち合う「環境にやさしい文化」を創造する必要があります。

こうした新しい文化の創造に当たっては、自然を大切にし、自然とふれあい、自然と調和した活動を行う県民意識を育むことが大切であるため、次のような施策を推進しました。

(1) 自然観察会の開催

県民が自然に対する理解を深め、自然を大切にしようとする心を育むため、県内各地でモデル的な自然観察会を開催し、自然教育を積極的に推進しました。

(2) 自然観察リーダー研修会

県内各地で行われている自然観察をより有意義なものとし、自然保護思想の普及と自然教育活動を一層推進するため、自然観察会でリーダーとして活躍している自然観察指導員等を対象にした研修会を実施しました。

(3) 秋田県環境と文化のむら

里山の自然とのふれあいを通して人と自然との関わりについて理解を深めることを目的とした施設、「環境と文化のむら」では、専門の職員を配置し、自然との正しい接し方、自然の楽しみ方について指導に当たるほか、定期的に自然観察会、講習会を実施しました。

このほか、愛鳥週間、環境月間、自然に親しむ運動、自然公園クリーンデー等の各種行事を通じ自然保護思想の普及啓発に努めました。



自然観察会（岳岱自然観察教育林）

2 自然環境保全地域等の指定・管理

(1) 世界遺産白神山地

日本政府が平成4年10月世界遺産条約に基づき、登録を推薦していた「白神山地」は、平成5年12月9日コロンビアのカルタヘナで開催された世界遺産委員会第17回通常会合において、世界遺産のクライテリア（Ⅱ）に適合するものとして世界遺産に登録されました。

なお、クライテリア（選定基準）（Ⅱ）は、進化しつつある重要な地質学的プロセス、生物学的進化及び人類と自然環境との相互作用を代表する顕著な事例であるものとなっています。

① 白神山地の概要

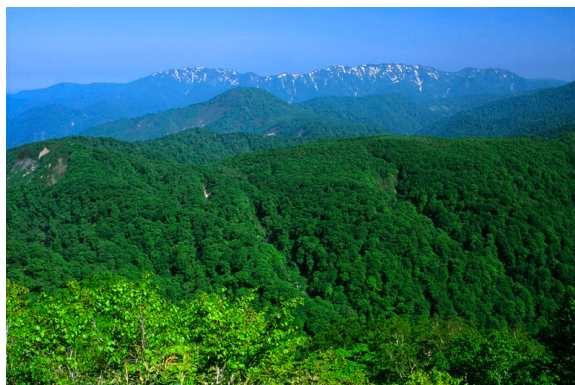
原生的なブナ天然林が大面積にわたって純林状態で維持されている世界的にも希少な地域です。

当地域のブナ林内には、多種多様な植物群落が共存し、かつブナ林を背景として豊富な動物群が生息しています。

また、イヌワシ、クマゲラ等希少な動植物が生息、自生しています。

② 世界遺産地域の指定・管理状況

表 1 のような地域指定や管理計画により、白神山地の豊かな自然環境は大切に守られています。



白神山地自然環境保全地域（国指定）

表 1 世界遺産白神山地地域別面積表

（単位：ha）

世界遺産管理地域 （世界遺産条約に基づく世界遺産管理計画）	全体面積	16,971	核心地域	10,139	緩衝地域	6,832
	秋田県	4,344	秋田県	2,466	秋田県	1,878
	青森県	12,627	青森県	7,673	青森県	4,954
自然公園法に基づく保護制度 （秋田白神県立自然公園） （津軽国定公園） （明石溪流暗門の滝県立自然公園）	全体面積	2,928	特別保護地区	295	特別保護地区	49
	秋田県	8	秋田県	0	秋田県	0
	青森県	2,920	青森県	295	青森県	49
					特別地域	2,584
					秋田県	8
					青森県	2,576
白神山地自然環境保全地域 （自然環境保全法）	全体面積	14,043	特別地区	9,844	普通地区	4,199
	秋田県	4,336	秋田県	2,466	秋田県	1,870
	青森県	9,707	青森県	7,378	青森県	2,329
白神山地森林生態系保護地域 （保護林の再編・拡充について：長官通達）	全体面積	16,971	保存地区	10,139	保全利用地区	6,832
	秋田県	4,344	秋田県	2,466	秋田県	1,878
	青森県	12,627	青森県	7,673	青森県	4,954

（２）自然環境保全地域の指定状況

本県には起伏の大きい山岳、岩礁海岸等変化に富む地形や様々な植生が分布し、優れた自然環境が形成されています。これら優れた自然のうち自然公園区域と重複しない地域を自然環境保全法及び秋田県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域等に指定し、保護保全を図るとともに、県民の自然観察、自然研究の場として活用しています。

平成 18 年度末現在、自然環境保全地域は 17 箇所 5,039.924ha（うち特別地区は 2,828.94ha）、緑地環境保全地域は 4 箇所 434.8ha です。

（３）自然環境保全地域の管理

自然環境保全地域及び緑地環境保全地域においては、自然環境の保全のための現況調査を行うと共に、巡視歩道や標識等の施設を整備しています。

平成 18 年度は、1 箇所の自然環境保全地域等において植物相、植生、動物相等の現況調査を行いました。また、2 箇所の自然環境保全地域において標識等の整備を行いました。

また、これらの地域では県自然保護指導員が、巡視を実施するとともに、立ち入り者等に対して自然保護上必要な指導を行っています。

(4) 自然環境保全調査

「持続的」で「効果的」な自然環境の保全と活用を図るため、動植物相や分布状況などの基礎的調査を継続的に実施し、自然環境の現況把握に努めています。

また、継続的なモニタリングが必要な調査等については、特に専門家に依頼してより詳細な専門的調査を実施しています。

3 自然環境の保全管理

(1) 自然環境管理計画

自然環境管理計画は、本県における自然環境の現況と評価を踏まえ、県民が広く自然とふれあえる環境づくりを実現するため、昭和61年度に策定したものです。

この計画は、県の自然環境保全行政の運営指針となるもので、国や市町村に対しては誘導的な役割を果たすとともに、県民や事業者などに対しては理解と協力を求めながら、自発的、積極的な活用を期待しているものです。

その内容は、自然環境の現況、評価、保全目標及び管理指針から構成されています。

この計画では、県土を約1k m²四方のメッシュ（県全体では、約12,000メッシュ）に区分し、植物的自然、動物的自然、景観、水辺環境をそれぞれ5段階評価するとともに、総合的にみた秋田の自然についても5段階で評価しています。

また、この管理指針は、自然環境の保全に配慮しながら個別具体の事例に対処するガイドラインとなるものです。

(2) データバンク事業

野生生物の分布情報等を参照し、自然環境へ配慮しながら各種事業等を行えるようにするためデータバンクのシステム作成及び入力を行っています。

(3) 自然保護指導員

県内の自然環境の保全状況を把握するとと

もに、その保全のための指導を行うため、自然環境保全条例に基づき、自然保護指導員を配置しています。

自然保護指導員は、自然環境保全地域の保全、自然公園の保護及び利用並びに鳥獣の保護、その他県内の自然の保護のための指導を行っており、平成18年度は68名が任命されました。

4 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、自然環境保全法に基づき我が国の自然環境の状況を総合的、科学的に把握するため、おおむね5年ごとに国が都道府県等に委託して実施しています。昭和48年度に第1回基礎調査が始まり、平成11年度から第6回基礎調査が行われています（平成18年度は受託なし）。

表2 自然環境保全地域等指定の概要

(平成19年3月末現在)

国 自然環境保全地域				
< >野生動植物保護地区 () 特別地区				
地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
白神山地	藤里町鹿瀬内沢国有林	<2,466> (2,466) 4,336	H4. 7. 10	大規模ブナ林及びビイヌワシ、クマゲラ、ニホンザル等
県 自然環境保全地域				
() 特別地区				
地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
みなみゆりはら 南由利原	由利本荘市西沢字南由利原	(74. 6) 191. 8	S49. 11. 2	湿原植物群落 草原植物群落
ゆたいこほうがくざわ 湯の台・小方角沢	大仙市神宮寺字湯ノ台・大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢	(12. 7) 53. 4	S49. 11. 2	湿原植物群落 ハッチョウトンボ多産地
とうし 冬師	にかほ市馬場字冬師山	32. 4	S49. 11. 2	湿地林 湿原植物群落
つゆくまさんきょう 露熊山 峽	北秋田市阿仁荒瀬字粕内・阿仁水無字露熊	(22. 2) 71. 1	S50. 2. 22	岩壁植生
ほろわさん 保呂羽山	横手市大森町八沢木字保呂羽山	(10. 5) 10. 5	S50. 2. 22	ブナ、ミズナラを主体とする天然林
がりめき 刈女木	羽後町大字田代字明通山	33. 8	S51. 3. 30	湿原植物群落
はぐるさん 羽黒山	八峰町八森字羽黒下	5. 1	S51. 3. 30	暖地性植物
そでやま 外山	横手市山内大松川字外山・字外山水上	17. 2	S52. 8. 11	ブナ・ユキツバキ群落
ひのとたけ 丁岳	由利本荘市鳥海町字丁森国有林	(88. 16) 88. 16	S53. 1. 24	ブナを主体とする天然林、亜高山性植物
ぼんどりもり 番鳥森	秋田市河辺岩見国有林	(126. 83) 126. 83	S53. 1. 24	ブナ及びミズナラを主体とする天然林
くらやまふうけつ 鞍山風穴	北秋田市栄字大沢鞍下	(0. 65) 6. 93	S56. 3. 14	風穴植物群落
きんぼうさん 金峰山	横手市平鹿町醍醐字獄平地獄沢	(3. 97) 21. 93	S56. 3. 14	ブナ・ユキツバキ群落
こまたふうけつ 小又風穴	北秋田市小又	(3. 60) 21. 283	S57. 5. 1	風穴植物群落
おやかわ 親川	由利本荘市親川	(12. 91) 16. 67	S60. 10. 8 (H15. 11. 4 拡張)	タブノキ群落、ヤブツバキ群落
でとしつげん 出戸湿原	潟上市天王細谷長根	(2. 74) 2. 74	H15. 11. 4	湿原植物群落
かたきぬま 加田喜沼	由利本荘市長坂字雷田中島	(4. 0811) 4. 0811	H16. 12. 3	湿原植物群落
計	16 地域	(362. 9411) 703. 9241		
県 緑地環境保全地域				
地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
ながきけいこく 長木溪谷	大館市大字茂内字鬼ヶ岱	238. 0	S49. 11. 2	溪流、露岩、自然林
いまいずみ 今泉	北秋田市今泉字南部沢・字中台・字造沢・字大堤・字大堤脇	37. 5	S52. 8. 11	池沼、スギ林、広葉樹林
せんやなみき 千屋並木	美郷町大字土崎	7. 1	S51. 3. 30	アカマツ、スギ並木
いしざわきょう 石沢 峽	由利本荘市鳥田目・大梁・山内・東由利杉森	152. 2	S49. 5. 26	溪谷、ケヤキ林
計	4 地域	434. 8		
合 計	21 地 域	5, 474. 7241		

5 秋田県版レッドデータブック

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生動植物について記載している本です。日本では 1980 年代後半から環境庁（現環境省）等が日本版レッドデータブックを刊行し、その後各県が県版レッドデータブックを刊行あるいは刊行準備中です。県では平成 10 年度から平成 12 年度にかけて「秋田県版レッドリスト（秋田県の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」を発表しました。平成 13 年度には秋田県版レッドリストの一部見直しを行い、秋田県レッドデータブックとして「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物 2002 秋

田県版レッドデータブック動物編」「同植物編」を刊行しました。県版レッドデータブックには動植物合わせて 8 分類群、1,235 種が記載されています。

県ではこれらの情報を自然環境保全地域や鳥獣保護区の指定、環境アセスメント等、野生動植物の保護・保全等に活用していきます。また、県版レッドデータブックを各 1,000 部印刷し、県内市町村、高等学校、大学等関係各機関に無償配布し、広く普及を図りました。

また、将来的な改訂等に向けた情報収集や調査を行っています。

表 3 秋田県版レッドデータブック掲載種数

（平成 19 年 3 月末現在）

カテゴリー 分類群	絶滅種	野生 絶滅種	絶滅危惧種				準絶滅 危惧種	情報 不足種	地域 個体群	分布上 希少な 雑種	留意種	合計
			絶滅 危惧種 IA 類	絶滅 危惧種 IB 類	絶滅 危惧種 II 類	小計						
ほ乳類	1	0	0	8	12	20	2	2	0	—	5	30
鳥類	0	0	6	6	20	32	50	19	0	—	0	101
は虫類	0	0	0	0	0	0	0	2	0	—	0	2
両生類	0	0	0	0	0	0	1	0	0	—	0	1
淡水魚類	1	0	5	4	7	16	8	1	2	—	0	28
昆虫類	3	0	30	29	27	86	46	45	1	—	8	189
陸産貝類	0	0	4	3	3	10	4	3	0	—	1	18
維管束植物	18	0	168	241	147	556	157	57	0	71	7	866
合計	23	0	213	291	216	720	268	129	3	71	21	1,235

6 野生鳥獣の保護

本県は、森林を主体に比較的豊かな自然環境に恵まれていることから、生息する野生鳥獣もクマゲラ、イヌワシ、カモシカ、ヤマネ等の貴重な種を含む多様な鳥獣相を保っています。

これら野生鳥獣の保護繁殖を図るため、県は鳥獣保護事業計画（計画期間 5 年間）を策定し、これに基づいて鳥獣保護区等の指定、

生息状況調査、保護施設の整備等を推進しています。

（1）鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護に対する県民の理解を深めるため、探鳥会の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発に努めました。特に、5 月 10 日からの愛鳥週間には、小中学生を中心にポスター、巣箱の作品募集

や愛鳥モデル校を対象として五城目野鳥の森、大潟草原鳥類観測ステーションでの探鳥会を行いました。

（２）鳥獣保護事業計画の推進

① 鳥獣保護区等の指定状況

鳥獣の保護繁殖を図るため、必要な地域について鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区等の設定を進めています。

平成18年度における県指定鳥獣保護区は森林鳥獣生息地 19 箇所 14,055ha、身近な鳥獣生息地 2 箇所 295ha、希少鳥獣生息地 1 箇所 123ha、特別保護地区 4 箇所 220ha、休猟区は 23 箇所 41,540ha、銃猟禁止区域 7 箇所 844ha の設定を行いました。これにより、平成18年度末における鳥獣保護区等の指定状況は、表4のとおりです。

② 鳥類分布調査

鳥獣の生息地として重要な森林、草原、湖沼等について、生息鳥獣類の実態を把握し、その環境と種の保護を図るため、昭和46年度から毎年度鳥類分布調査を実施していますが、平成18年度は姫神鳥獣保護区・象潟臨海保護区・大須郷保護区・小砂川保護区について実施しました。

また、ガン・カモ科鳥類の全国一斉調査として、平成19年1月14日に主要な越冬飛来地において生息状況の把握を行い、32,442羽を確認しました。



白神の山並を飛ぶ雁の群

（３）鳥獣保護員

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、山野等において鳥獣の保護及び狩猟に関し適切な指導・監督を行うため、鳥獣保護事業の具体的実施を補助する鳥獣保護員を配置しています。

鳥獣保護員は鳥獣保護区等の管理、鳥獣関係の調査、狩猟取締り等にあたっており、平成18年度は61人が任命されました。

（４）鳥獣保護センターの状況

野生鳥獣の生態調査の実施や、傷病野生鳥獣の救護を図るために昭和48年に五城目町に開設しており、愛鳥山荘や鳥獣保護舎、カモシカ園等の主要施設が整備されています。平成18年度の野生鳥獣の救護状況は、鳥類が66種241羽、獣類が8種44頭です。また、センターの利用者は17,847人となっています。

表4 鳥獣保護区の設定状況

(平成19年3月末現在)

指定 区分	鳥獣保護地区 (ha)					特別保護地区 (ha)					休猟区 (ha)	
	箇所数	総面積	国有地	等 民有地	水面	箇所数	総面積	国有地	等 民有地	水面	箇所数	総面積
国	4	28,824	25,588	734	2,502	3	6,361	3,876	48	2,437		
県	171	114,583	52,872	55,919	5,792	39	7,902	5,442	2,086	374	78	126,985
計	175	143,407	78,460	56,653	8,294	42	14,263	9,318	2,134	2,811	78	126,985

（５）カモシカの保護管理対策

県内におけるカモシカ分布域の拡大に伴い農作物被害が多発していることから、平成 15 年度から平成 17 年度までの生息調査の結果をもとに、平成 18 年度に被害の防止と適切な保護管理対策を行うための特定鳥獣保護管理計画を策定しました。



収容されたカモシカの子ども（鳥獣保護センター）

（６）ニホンザルの保護管理

白神山地周辺においてニホンザルによる農作物被害が増大していることから、平成 14 年度から平成 16 年度までの生態調査をもとに、平成 18 年度に被害の防止と適切な保護管理対策を行うための特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

7 温泉の保護と利用

（１）温泉の利用

本県は豊かな温泉資源に恵まれており、平成 19 年 3 月末現在における温泉地は 131 地域、浴用・飲用利用向けの源泉総数 522 箇所、うち利用源泉数 356 箇所、未利用源泉数 166 箇所となっています。

市町村別源泉数は表 5 のとおりです。

宿泊施設は 296 施設で平成 18 年度の年間延べ宿泊利用人員は 2,090 千人となっており、保健休養の場として利用されています。

一方、地熱水の利用による発電、農林水産業、温水プール等の他目的活用も図られています。

表 5 市町村別源泉数（浴用・飲用分）

（平成 19 年 3 月末現在）

市町村名	源泉数	市町村名	源泉数
秋田市	27	小坂町	3
能代市	7	上小阿仁村	4
横手市	31	三種町	7
大館市	39	八峰町	4
男鹿市	23	藤里町	3
湯沢市	83	五城目町	7
鹿角市	126	八郎潟町	2
由利本荘市	31	井川町	0
潟上市	3	大潟村	2
大仙市	30	美郷町	5
北秋田市	16	羽後町	1
にかほ市	14	東成瀬村	6
仙北市	48	県 計	522

（２）温泉の保護

① 許可等処理状況

温泉を保護するとともに、その適正利用を図るため、温泉法に基づく許可等の処理状況は表 6 のとおりです。

表 6 温泉法に係る許可状況調べ（過去 5 年間）

年度 区分	14	15	16	17	18
掘削	6	5	12	4	10
増掘	0	0	0	1	0
動力装置	3	3	9	3	1
温泉利用	34	31	75	73	48

② 温泉保護地域等

本県では、過去及び現在において、源泉相互間の影響が現れている地域、近年に温泉の水位、温度の低下等の衰退現象が見られる地域を温泉保護地域として定め、掘さく、増掘等の規制を行っています。

また、全県的な温泉の保護及び利用に必要な措置を講ずるため秋田県温泉保護対策要綱を定め、温泉の恒久的な保護と適正利用の推進を図っています。

③ 国民保養温泉地

温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善が必要な地域である八幡平温泉郷、田沢湖高原温泉郷、秋ノ宮温泉が国民保養温泉地として定められています。

④ 地熱開発地域環境調査

地熱開発の周辺既存温泉への影響等を調査するため、次の調査を毎年継続的に実施しています。

(調査対象)

八幡平地域 5 源泉(昭和 52 年度から)

小安・秋ノ宮地域 9 源泉(昭和 53 年度から)

玉川地域 1 源泉(平成 2 年度から)

(調査時期) 年 3 回(5 月、8 月、10 月)

(調査項目) 11 項目

(調査機関) 県健康環境センター



地熱開発地域影響調査(八幡平地区)

第 2 節 自然とのふれあいの確保

1 自然公園の保護と整備

(1) 自然公園の指定状況

本県には、十和田八幡平国立公園をはじめ鳥海・栗駒・男鹿の 3 つの国定公園と田沢湖抱返り県立自然公園等 8 つの県立自然公園があり、県内の代表的な山岳、溪谷、海岸等の景勝地 12 箇所が自然公園として指定されています。その合計面積は 129,301ha で、県土の約 11%を占めています。

自然公園内においては、公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する公園計画を定め、この計画に基づいて風致景観及び自然環境の保全と、適正な公園利用の推進を図っています。

なお、各自然公園の概要は表 7 のとおりです。

表 7 自然公園の概要

公園名	指定年月日	関係市町村名	面積	特 別 保護地区	特別地域	普通地域	土地所有別			海域
							国有地	公有地	私有地	
十和田八幡平 国立公園	S11.2.1 (S31.7.10)	鹿角市、小坂町 仙北市(八幡平地区追加)	26,789	1,501	24,921	367	25,823	610	356	—
鳥海国立公園	S38.7.24	由利本荘市 にかほ市	16,372	—	15,834	—	9,472	4,537	1,825	538
栗駒国立公園	S43.7.22	湯沢市、東成瀬村	23,207	3,158	20,049	—	21,978	639	590	—
男鹿国立公園	S48.5.15	男鹿市	11,534	160	7,923	73	2,199	1,972	3,985	3,378
小計			77,902	4,819	68,727	440	59,472	7,758	6,756	3,916
田沢湖抱返り 県立自然公園	S35.4.1	仙北市	7,477	—	6,186	1,291	5,881	212	1,384	—
八森岩館 県立自然公園	S39.7.16	八峰町	2,179	—	935	68	66	718	219	1,176
きみまち阪 県立自然公園	S39.7.16	能代市	599	—	543	56	67	86	446	—
森吉山 県立自然公園	S43.10.1	北秋田市	15,214	—	14,586	628	14,801	181	232	—
太平山 県立自然公園	S47.7.15	秋田市、五城目町 上小阿仁村	11,897	—	11,897	—	10,452	—	1,445	—
田代岳 県立自然公園	S50.1.11	大館市	1,855	—	1,855	—	1,855	—	—	—
真木真昼 県立自然公園	S50.1.11	大仙市、美郷町	5,903	—	5,873	30	5,312	51	540	—
秋田白神 県立自然公園	H16.8.24	八峰町、藤里町	6,275	—	4,106	2,169	3,765	2,201	309	—
小計			51,399	—	45,981	4,242	42,199	3,449	4,575	1,176
合計			129,301	4,819	114,708	4,682	101,671	11,207	11,331	5,092

(2) 自然公園の保護と管理

① 自然公園管理員

自然公園の管理の充実のため20名の自然公園管理員を配置しています。自然公園管理員は、自然公園を巡回し、高山植物の盗採等違反行為の防止、施設の維持管理や公園利用者のマナー指導等の業務を行っています。

また、高山植物の盗採の多い夏期には、八幡平、駒ヶ岳、栗駒山地区において、岩手県、地元市町村、森林管理署等とともに合同のパトロールを実施しました。

なお、自然公園管理員の配置状況は表8のとおりです。

表8 自然公園管理員配置状況

(平成19年3月末現在)

自然公園名	配置人員(人)	管理区域	関係市町村
十和田八幡平国立公園	3	八幡平	鹿角市・仙北市
		玉川・焼山	仙北市
		南八幡平	仙北市
栗駒国立公園	3	川原毛・秋の宮	湯沢市
		須川・焼石岳	東成瀬村
		泥湯・小安	湯沢市
男鹿国立公園	2	寒風山・五里合	男鹿市
		真山・入道崎	男鹿市
鳥海国立公園	2	鳥海・矢島	由利本荘市
		象潟海岸・山岳部	にかほ市
田沢湖抱返り県立自然公園	2	田沢湖	仙北市
		抱返り	仙北市
真木真昼県立自然公園	1	全域	大仙市 美郷町
太平山県立自然公園	2	太平山北部	五城目町・上小阿仁村
		太平山南部	秋田市
森吉山県立自然公園	2	森吉	北秋田市
		阿仁	北秋田市
田代岳県立自然公園	1	全域	大館市
きみまち阪県立自然公園	1	二ツ井・藤里	能代市
秋田白神県立自然公園			藤里町
八森岩館県立自然公園	1	全域 八森・峰浜	八峰町
秋田白神県立自然公園			
合計	20		

② 美化清掃活動等

自然公園は主に山岳や海岸部に位置するため、効果的な清掃活動が難しく、各市町村ともその対策に苦慮しています。このため、地元で清掃団体を育成し、一部県及び関係市町村がそれぞれ基準事業費の一部を負担して、自然公園内における美化清掃活動を行いました。県が清掃活動事業に補助を行っている清掃団体は、表9のとおりです。

なお、これらの団体とともに清掃活動の充実と美化意識の向上を図るため、清掃登山等のボランティア団体の育成や支援を行いました。

また、登山道の刈払い、各種標識類の整備等を行い、利用者の安全の確保に努めました。

表9 清掃活動事業費補助金交付団体一覧（平成18年度）

公園名	補助事業団体名	関係市町村	設立年度
十和田八幡平 国立公園	(社)十和田湖国立公園協会	鹿角市 小坂町	昭和45
	八幡平を美しくする会		45
	八幡平支部	鹿角市	45
	南八幡平支部	仙北市	48
鳥海国定公園	鳥海国定公園を美しくする会	にかほ市	51
栗駒国定公園	湯沢市栗駒国定公園を美しくする会	湯沢市	55
	雄勝自然を美しくする会	湯沢市	平成11
	栗駒を美しくする会	湯沢市	9
	栗駒国定公園を美しくする会	東成瀬村	12
男鹿国定公園	男鹿を美しくする会	男鹿市	昭和62
田沢湖抱返り 県立自然公園	田沢湖町山と湖を美しくする会	仙北市	50
	田沢湖を美しくする会	仙北市	55
真木真昼 県立自然公園	真木真昼県立自然公園を美しくする会	大仙市 美郷町	56
八森岩館 県立自然公園	八森の自然を美しくする会	八峰町	平成5
森吉山 県立自然公園	森吉山を美しくする会	北秋田市	
	県立自然公園森吉山を美しくする会	北秋田市	6
田代岳 県立自然公園	田代岳を愛する会	大館市	18
合 計			

③ 許認可状況

自然公園内においては、自然景観及び自然環境の保全を図るため、保護計画に基づいて公園区域を、特別保護地区、特別地域（第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域に区分し、公園内で行われる各種行為について許可又は届出制度により規制しています。

なお、平成18年度の各種行為の処分状況は

図1のとおりです。

また、国立公園においては、許可権限の一部が国から県知事に委任されていましたが、平成16年度からは全て国が処理することとなっています。国定公園においては県知事が処分権限を有しています。県立自然公園においては、一部を除いて市町村長に処分権限を委任しています。

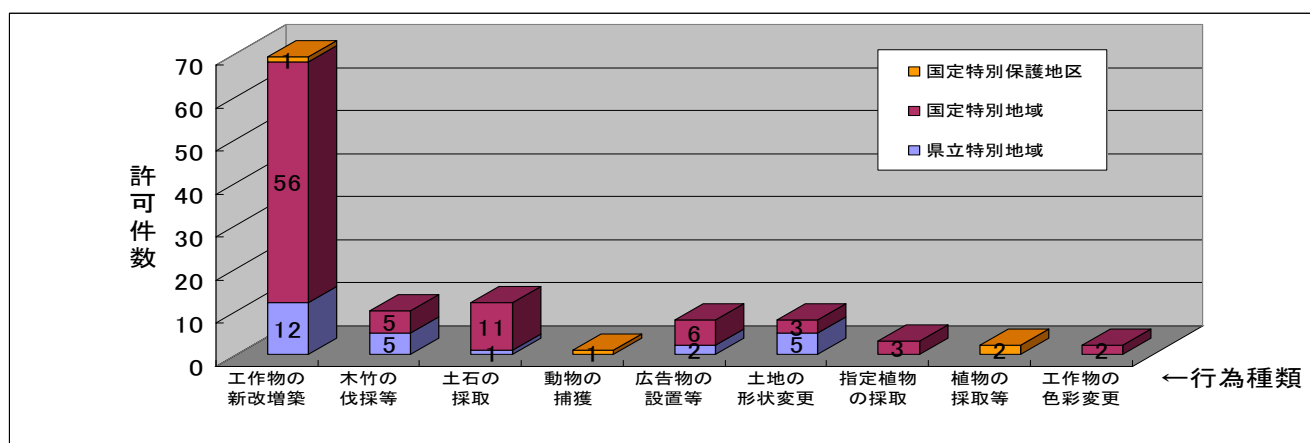


図1 平成18年度自然公園内の許可等処理状況

④ 特定民有地の公有地化

県内の自然公園には、約 12 千 ha の民有地が含まれていますが、このうち優れた自然景観を有する地域や学術的に貴重な地形・動植物等の分布する地域は、特別保護地区や第 1 種特別地域に指定され、その保護保全が図られています。

これらの地域においては、私権との調整を十分に図る必要があるため、必要に応じ県が民有地を買上げ、土地の公有地化を図っており、その合計面積は 170ha 余りに達しています。

なお、これまでに土地の公有地化が実現している地区は、表 10 のとおりです。

表 10 特定民有地買上げ事業実績一覧

(平成 19 年 3 月末現在)

年度	公園名	地区	保護計画	面積(ha)	事業費(千円)
52	男鹿(定)	寒風山	第1種特別地域	40.19	169,304
53	男鹿(定)	寒風山	第1種特別地域	26.16	112,921
55	男鹿(定)	寒風山	第1種特別地域	78.12	355,422
57	男鹿(定)	戸賀・入道崎	第1種特別地域	21.60	106,547
58	男鹿(定)	寒風山	第1種特別地域	7.91	37,196
合 計				173.98	781,390

(3) 自然公園の利用

① 利用状況

自然公園内での適正な利用の推進を図るため、公園計画に基づいて利用のための各種施設の整備を図っており、それらの施設を活用

して、風景及び自然探勝、温泉利用、登山、キャンプ、スキー等様々な公園利用がなされています。その利用状況は表 11 及び図 2 のとおりです。

表 11 自然公園の利用状況

(単位：千人)

公園別 \ 年		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
国立公園(十和田八幡平)		3,950	4,141	4,152	4,065	3,863	3,585
国定公園		4,089	3,844	3,673	4,217	3,932	3,709
	鳥海	1,225	1,121	924	913	871	849
	栗駒	892	849	835	868	839	783
	男鹿	1,972	1,874	1,914	2,436	2,222	2,077
県立自然公園		2,688	2,566	3,205	2,780	2,890	2,651
	田沢湖抱返り	1,589	1,484	1,583	1,207	1,354	1,277
	八森岩館	132	96	503	494	498	482
	きみまち阪	458	444	475	178	177	179
	秋田白神				261	237	231
	森吉山	217	251	384	302	219	150
	太平山	78	78	70	159	213	152
	田代岳	48	46	28	29	34	29
	真木真昼	166	167	162	150	158	151
計		10,727	10,551	11,030	11,062	10,685	9,945

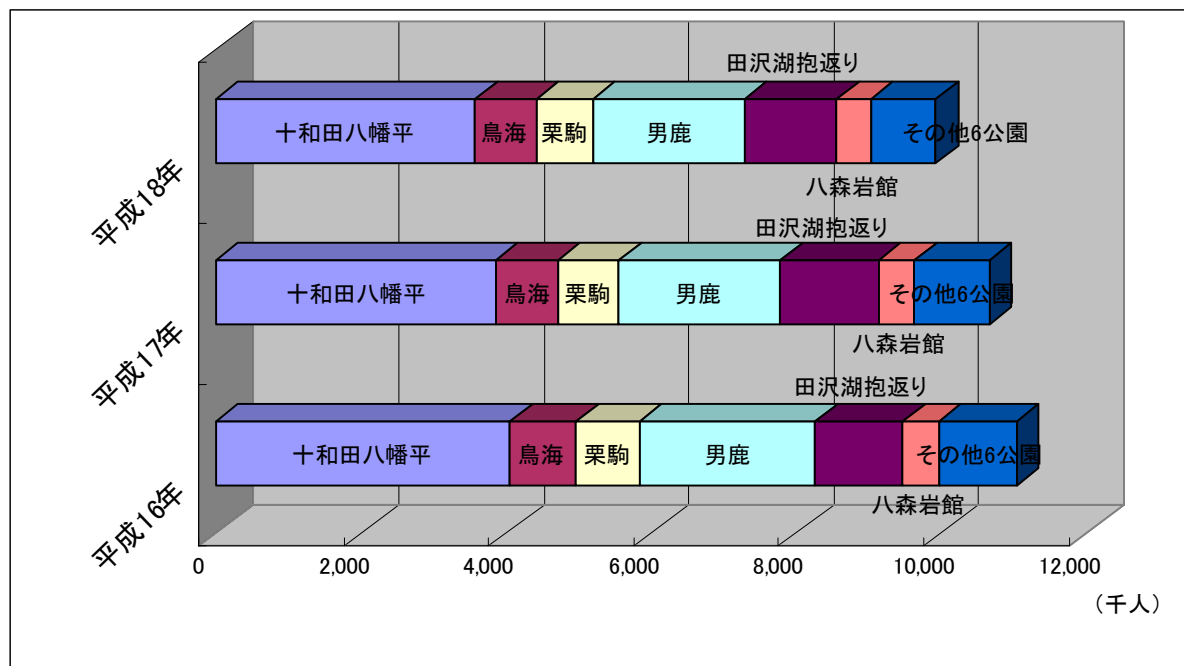


図2 自然公園の利用状況

② 利用者指導

自然公園内における適正利用の普及・啓発を図るため、様々な指導普及活動や自然探勝路等の施設整備を行っています。特に、自然保護及び自然公園思想の普及啓発を図る中心

的な施設として、ビジターセンター（博物展示施設）等の整備に努めています。

現在までに整備したビジターセンターは表12のとおりです。

表12 ビジターセンター一覧

(平成19年3月末現在)

公園名	地区名	整備年度	延床面積	建築主体	備考
十和田八幡平国立公園	八幡平	平成13	802 m ²	環境省	
	玉川	平成9	803 m ²	県	
	駒ヶ岳	平成17	512 m ²	県	H18年6月開館
鳥海国定公園	鉾立	昭和60	378 m ²	県	
秋田白神県立自然公園	素波里	昭和58	375 m ²	県	

(4) 公園施設の整備

自然公園の保護と適正な利用の推進を図るため、国の直轄及び交付金事業並びに県単独事業により公園計画に基づく各種利用施設の整備や既存施設の維持更新を図っています。

なお、平成18年度における施設整備の概要は表13のとおりです。



薬師岳登山口公衆トイレ

表 13 平成 18 年度自然公園施設整備の概要

公 園 名	施 設 名	施 設 内 容
十和田八幡平国立公園	後生掛園地大沼歩道整備	木質舗装 412m ² 丸太階段・木道 1 式
	生出野営場整備	炊事棟 2 棟 給水施設・野営場造成 1 式
	玉川温泉公衆トイレ改修	公衆トイレ便器改修
男鹿国定公園	真山神社駐車場整備	駐車場 1,182.2m ² 防護柵 38.4m
鳥海国定公園	三崎園地防護柵修繕	防護柵 137m 木質系舗装 20.47m ²
	法体の滝休憩所改修	休憩所改修 1 式
	法体園地歩道橋修繕	歩道橋修繕 1 式
栗駒国定公園	須川野営場整備	管理棟・炊事棟改修 1 式
	神室橋修繕	吊り橋修繕 2 橋
森吉山県立自然公園	立川橋修繕	橋梁工修繕 1 橋
太平山県立自然公園	丸舞登山道整備	木橋等・木道工、 1 式
	旭又沢橋整備	P C 橋 1 式
	弟子還沢橋整備	木橋等・木道工、 1 式
真木真昼県立自然公園	薬師岳登山口公衆トイレ	公衆トイレ 1 棟

(5) 東北自然歩道（新奥の細道）

① 整備目的

東北自然歩道は、東北のすぐれた風景地等を巡るため、国の指定により東北 6 県にわたって整備された歩道です。この歩道は、多くの人々が四季を通じて手軽にかつ楽しくすぐれた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然、歴史、文化にふれ、自然保護意識の高揚を図ることを目的として整備されたものです。

② 秋田県の概要

県内の東北自然歩道は、にかほ市や由利本荘市、秋田市、潟上市、男鹿市、三種町、能代市、八峰町の海岸線沿いのコースや横手市、大仙市、仙北市、美郷町の内陸部のコースなど 50 のコースがあり、その延長距離は、799.2km におよびます。各コースとも始点、終点はバス停などの公共交通機関の発着所となっており、1 日で歩ける距離設定となっています。

にかほ市から由利本荘市にかけては日本海沿いに整備され、芭蕉ゆかりの地を含むコースです。由利本荘市からは内陸部の横手に向かい、さらに横手盆地の東端を北上し、田沢湖から乳頭温泉に至る里山や溪谷を訪ねる道が続きます。

田沢湖からは東北の小京都といわれる角館を通り、雄物川に沿って水を訪ねる道が秋田市まで続き、さらに男鹿半島から能代山本地方の海岸を歩く道が青森県境まで続きます。

（主要経過地点）

三崎公園－蚬満寺－観音瀧－仁賀保高原－望海の丘－西目海岸－二十六橋－石沢－桧山峠－八塩山－三ツ森山－沼館橋－金峰山－いこいの森－三貫堰－湧わく通り－仏沢－大台－真木溪谷－回顧の滝－抱き返り溪谷－蟹湯－瀧尻－角館武家屋敷－小倉田－八乙女公園－宝蔵寺－神宮寺嶽－太平山－白糸の滝－高尾山－白根沢－国見山－大森山－三吉神社－館山－出戸海岸－寒風山－五社堂－本山－八望台－琴浜海岸－風の松

原一檜山城跡ーボンポコ山ー岩館海岸

③ 路線概要

- ・路線総延長 799.2 km
幹線 49 路線総延長 527.8 km
支線 1 路線総延長 7.2 km
連絡路線（41 路線） 264.2 km

- ・総事業費 約 7 億円

- ・事業実施期間

平成 2 年度から平成 8 年度まで
（7 年）

- ・路線の特徴

今まで点的に利用されていた自然資源（観光的価値のあるもの）・歴史・文化・施設資源・レクリエーション施設地区・展望地・温泉地・自然公園・ふるさと資源（祭りやイベント等）等の各種資源を一つのルートで結合し、1 日で歩行可能な距離（20 km 程度）のコースを単位として構成しています。

④ 関係市町村（12 市町村）

にかほ市、由利本荘市、横手市、美郷町、大仙市、仙北市、秋田市、潟上市、男鹿市、三種町、能代市、八峰町

2 森林の総合利用

心のゆとりやリフレッシュ、健康志向の高まり、週休二日制など余暇時間の増大、環境問題に対する関心の高まりなどに伴って、森林をエリアとしたレクリエーションや野外活動、さらには、自然観察会などのエコツアーがブームになるなど、森林に対するニーズが多様化してきている中で、森林のもつ保健休養などの機能を活用した県民の森やキャンプ場などの森林総合利用施設の整備を進めています。これらの施設は豊かな資源を活用した観光・レクリエーションの場として、地域活性化にも寄与しています。

また、植樹祭、森林祭、「緑の募金」街頭

キャンペーンなど各種の緑化推進運動を通じて県民と森林とのふれあいの強化を図っています。

森林を利用した総合施設の整備状況は表 14 のとおりです。

表 14 森林総合利用施設の整備状況

（平成 19 年 3 月末現在）

名 称	箇所	摘 要
いこいの森	47	
立県百年の森	1	能代市
森林総合利用	40	林業構造改善事業 森林空間総合整備
生活環境保全林	41	治山事業
県民の森	1	仙北市
樹園地	3	鹿角市、秋田市 仙北市
学習交流の森	1	学習交流館場内 （秋田市）
体験の森	1	ぶなっこランド内 （八峰町）
合 計	135	



県民の森（仙北市）

第3節 農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上

1 環境と調和した農業の推進

近年、地球規模での環境問題が取り上げられており、大気、水、土壌等の自然生態系との関わりの中で営まれている農業においても、環境への負荷の低減が重要な課題となっています。

農業は、水資源のかん養、洪水の調節などの県土保全、有機物などの土壌還元による生態系の保持などに大きな役割を果たしています。

また、消費者の関心は、「安心して食べることのできる農産物へ」と変化してきています。

こうしたことから、これからは、農業の有する自然循環機能を生かすとともに、環境への負荷をできるだけ軽減するなど、環境と調和した農業を推進していく必要があります。

このため、県では、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、県の指針や計画を策定し、農業者等への啓発・普及を図りながら、環境と調和した持続性の高い農業を積極的に推進していくこととしています。

平成12年度からは、持続農業法に基づき、土づくり、減化学肥料、減農薬など環境に配慮した農業生産方式に取り組む農業者を知事が認定する「エコファーマー」制度が開始されました。



エコファーマーマーク

平成18年度は842人のエコファーマーが認定され、平成19年3月31日現在の認定者数は1,306人です（表15）。

表15 エコファーマー認定者

（平成19年3月末現在）

<認定年度別>		<作物別>	
年 度	人数(人)	作 物	人数(人)
平成14年度	1	水 稻	724
15	104	野菜(葉)	123
16	178	野菜(果)	424
17	181	野菜(根)	12
18	842	果 樹	3
合 計	1,306	豆 類	4
		いも類	14
		花 き	2
		合 計	1,306

※認定期間は5年間

なお、あきた21総合計画で「環境と調和する持続性の高い農業の推進」という施策目標を掲げ、平成22年度までに47のJA生産部会が集団として、丸ごとエコファーマー認定を受けるよう計画的に推進しています。

また、有機物の積極的な活用による土づくりを基本にして、過度の化学肥料や化学農薬等に頼らず、これを効率的に利用し、環境への負荷をできるだけ軽減した農業を全県的に定着させていくため、持続性の高い農業の展開に係る県の基本的な考え方を提示し、環境に配慮した栽培技術に関する情報を提供するとともに、県内各地でその実証展示を行っています。

使用済みの農業用ビニール等については、地域ぐるみの問題として取り上げ、県内全市町村で組織的回収が実施されているほか、資源の有効利用を図るためサーマルリサイクルやマテリアルリサイクルへの取り組みも進んでいます。

さらに、消費者ニーズの高い有機農産物などを生産するため、堆肥供給施設の設置など条件整備の事業も計画的に実施しています。

2 森林の保全

森林は、木材の生産・販売といった経済的な機能のほか、水源のかん養や土砂崩壊の防止、保健休養などの公益的機能を有しています。特に近年は公益的機能について県民の関心が高まっているほか、地球温暖化という側面からも注目されています。

本県は、森林の面積が 82 万 1 千 ha（県土面積の 71%）、蓄積が 1 億 5 千万 m^3 となっているなど、全国でも有数の森林県であり、特にスギ人工林の面積は全国 1 位となっています。

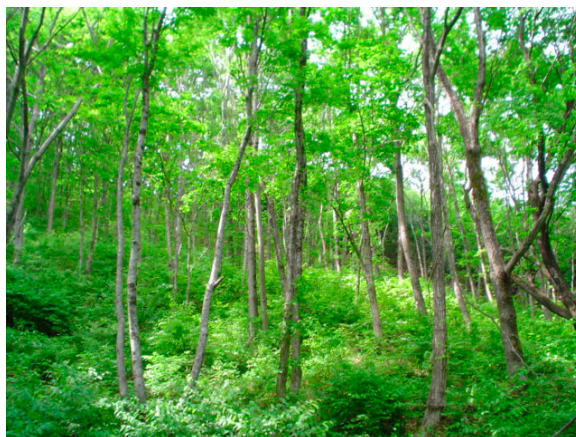
概要は表 16 のとおりです。

表 16 森林の概要

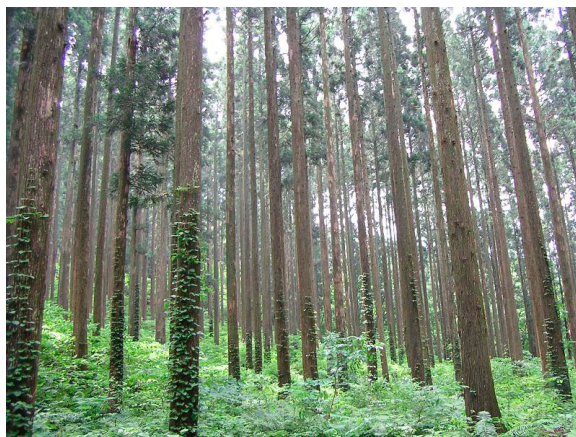
（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：面積千 ha・蓄積千 m^3 ）

区 分	面積	蓄 積		
		総 数	針葉樹	広葉樹
国有林	375	51,174	26,704	24,470
民有林	446	94,992	69,670	25,321



豊かな広葉樹林



間伐の行き届いたスギ人工林



針広混交林

（1）林地開発

林地開発許可制度は、林地の適正な利用を図ることにより、森林の持つ公益的機能を維持することを目的としています。近年、国民生活や経済活動の高度化に伴い森林を保健休養の場として利活用することに対し県民の期待が高まるとともに、林業・山村側からも森林を多面的に利用して地域の活性化を図る動きがありますが、環境問題・水問題などへの懸念も出てきています。このような森林の利用と環境保全との調整を図るため、本制度の適正な運用に努めています。

最近の許可状況は表 17 のとおりです。

表 17 林地開発の許可状況

(上段 () 書きは件数、下段は面積・単位ha)													
目的 年度	総 数	用地の造成	工場事業場の造成	学校博物館等の造成	公園・運動場の設置	住宅用地の造成	別荘地の造成	ゴルフ場の造成	レジャー施設の設置	農用地の造成	土石の採取	道路の新築又は改築	その他
10	(55) 386	(2) 18	(1) 4	(5) 24	(2) 59			(1) 81	(2) 4		(25) 100	(14) 90	(3) 6
11	(44) 361	(5) 11		(2) 22	(3) 17				(1) 2	(1) 5	(19) 132	(11) 159	(2) 13
12	(43) 280	(2) 21			(5) 66				(2) 6		(19) 144	(11) 29	(4) 14
13	(45) 469	(13) 267							(1) 2		(19) 102	(12) 98	
14	(40) 515	(5) 263		(2) 20		(1) 3					(17) 156	(12) 64	(3) 9
15	(32) 397				(1) 1					(2) 3	(15) 86	(8) 43	(6) 264
16	(26) 272	(3) 24			(1) 38					(1) 23	(15) 106	(5) 72	(1) 9
17	(24) 249	(2) 13									(12) 97	(8) 119	(2) 20
許可制	18	(20) 169	(2) 4	(1) 1							(12) 124	(3) 13	(2) 27
	適用	(14) 148	(1) 2								(12) 124		(1) 22
	適用外(協議)	(6) 21	(1) 2	(1) 1								(3) 13	(1) 5

(許可制の欄は許可・協議の内訳である。)

(2) 保安林

本県の保安林面積は、民有保安林が 86,502ha、国有保安林が 364,371ha で併せて 450,873ha となっており、全森林面積の 55% を占めています。

保安林は、水源のかん養や山地災害の防止、保健休養等、公益的な諸機能を持っており、

県民の安全な暮らしを守るため、計画的な保安林の整備を図っています。日本の自然百選の一つである能代市の「風の松原」は飛砂防備保安林に、日本の名水百選となっている美郷町の「湧水群」の源は水源かん養保安林にそれぞれ指定されています。

保安林の概況は表 18 のとおりです。

表 18 保安林の概況

(平成 19 年 3 月末現在)

(単位:件・ha)

保安林種別	総 数		水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		土砂崩壊防備保安林	
所有形態	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
民 有 林	(134) 2,506	(4,052) 86,502	475	58,835	847	19,963	606	894
国 有 林	(54) 328	(29,180) 364,371	201	333,025	(9) 74	(4,556) 26,803	(1) 2	(18) 93
保安林種別	飛砂防備保安林		保健保安林		その他			
所有形態	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積		
民 有 林	100	1,720	(132) 1	(4,035) 2	(2) 477	(17) 5,088	()は兼種保安林	
国 有 林	14	730	(41) 13	(24,378) 1,083	(3) 24	(228) 2,637		

(3) 松林の保全

本県の海岸線263kmには、飛砂防備や防風、保健休養の面で重要な役割を果たしている松林が広がっており、この県民共有の財産を守るため、松くい虫被害の沈静化に努めています。

しかし、昭和57年に旧象潟町で初めて松くい虫による被害が確認されてから次第に被害地域が拡大し、平成17年度には22市町村に

及んでいます。

また、平成18年度の被害量は、26,300m³で近年減少傾向にありますが、沈静化には至っておらず、依然として予断を許さない状況にあります。

松くい虫による被害状況は図3のとおりです。

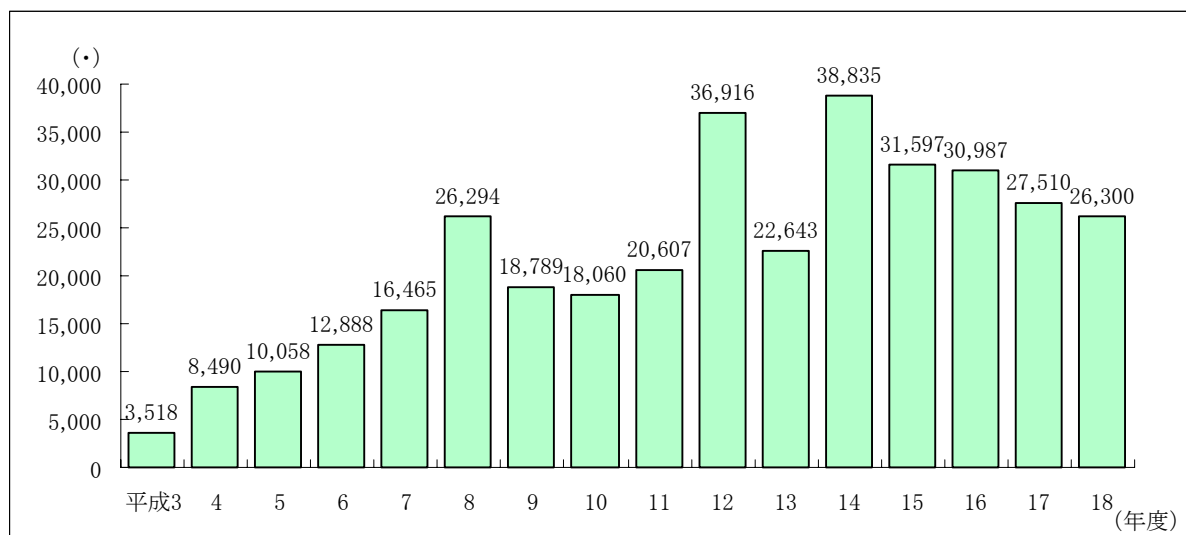


図3 松くい虫被害の推移 (民有林)

(4) 林野火災の防止

林野火災については、県民に対する予防思想の普及・啓発に努めるとともに、火災被害を最小限に抑えるため空中消火体制を整備しています。

平成18年の火災発生状況は、前年より8件減少し16件の発生で、被害額は1,062千円となっています。過去2年の被害額は、それ以前に比べて大幅に減少しています。

林野火災の状況は表19のとおりです。

表19 林野火災の状況

(単位：ha、千円)

年度	総数			たき火			たばこ			火入れ			その他		
	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害
H9年	65	14	6,973	13	2	428	4	0	—	15	2	2,093	33	10	4,452
H10年	31	6	3,287	4	1	148	1	0	—	6	1	1,428	20	4	1,711
H11年	71	15	6,116	20	4	702	5	2	2,018	11	2	931	35	7	2,465
H12年	36	8	1,333	6	1	355	3	0	30	2	1	160	25	1	788
H13年	83	137	64,528	12	5	2,451	7	8	792	12	14	4,580	52	110	56,705
H14年	48	20	25,652	6	3	7,065	5	2	6,963	4	2	1,142	33	13	10,482
H15年	43	23	11,144	6	12	5,455	3	0	177	9	4	992	25	7	4,520
H16年	32	109	33,113	4	2	2,337	2	0	793	4	103	27,620	22	4	2,363
H17年	24	1	1,407	2	0	134	—	—	—	—	—	—	22	1	1,273
H18年	16	72	1,062	2	0	—	1	0	11	—	—	—	13	71	1,051

（５）森林の多様な機能の発揮

森林については、「資源の循環利用林」、「水土保持林」、「森林と人との共生林」を森林整備の基本方向として、自然条件や役割に応じた森林づくりを目指すとともに、北東北３県の連携による「緑のグランドデザイン」に基づき、生物多様性を保全する「緑の回廊」を設定し、森林の持つ多様な機能の維持・管理を図ります。

また、将来にわたり豊かな水と緑に囲まれた秋田を創造していくため、平成 15 年 4 月に「水と緑の条例」を施行し、その趣旨に沿って、秋田の豊かな自然や風景を守り育むことの大切さを県民の方々に深く理解していただくための方策や、自然環境の保全のための様々な取組について、長期的な方向を示す「水と緑」の基本計画を策定しました。

この計画に基づいて、息の長い県民運動を展開し、生態系のバランスが保たれた美しい「水と緑の秋田県」の実現に向けて取り組んでいます。



生物多様性の確保のため、広葉樹を尾根部に残した森林

３ 自然環境に配慮した漁業施設の整備

（１）漁港周辺の環境状況

漁港は水産物の陸揚げ、出漁準備、休憩及び台風等からの避難の場といった機能を併せ持ち、これらの機能を発揮するために備えるべき第一の条件は、港内の波浪を最小限に抑えて静穏を保つことです。しかし、静穏を求めるあまり、漁港内外の海水交流が抑制され、港内の水質悪化が問題となる場合があります。

また、漁港周辺には漁業生産上重要な岩礁域が広がり、この岩礁域には小型の海藻類をはじめとしてホンダワラ類等の藻場が分布し、アワビやウニなどが生息しており、大切な漁場として地域の漁業者に利用されています。また、本県の重要な水産資源であるハタハタの産卵場でもあり、多くの魚種にとっての稚仔魚の生育の場としても重要な機能を持っています。

このため、漁港の整備計画では、防波堤の設計に際して外海水の交流を促進し、港内を清浄に保てる構造にすることや、埋め立てなどにより失われる岩礁域の機能を回復するとともに、漁場への影響を最小限にする自然と調和した漁港づくりが求められています。

（２）事業の目的

漁港整備事業では、これまでも周辺環境との調和に努めてきましたが、今後とも環境保全への要請に的確に対応し、また「資源管理型漁業」の推進により良好な資源水準を維持しながら沿岸域を有効に活用していくため、自然環境との調和や周辺環境への影響を緩和する構造物、工法などの採用を積極的に推進します。

この事業は次の流れで進められています。

周辺環境等の調査 ・ 周辺環境調査 ・ 工法の検討	
海水交流の促進・水質の保全 ・ 海水交流機能を有する防波堤の整備	
周辺の自然環境等に配慮した漁港施設の整備 ・ 水産動植物の生物、繁殖が可能な防波堤、護岸等の整備	
整備後の追跡調査の実施 ・ 採用した構造、工法の適用性の検証、実施前後の比較等を行い、事例の収集、技術的知見等の蓄積を図る。	

(3) 実施状況

平成18年度末現在の実施状況は次のとおりです。

○金浦漁港（にかほ市）



事業主体：秋田県

事業目的：磯根資源(アワビ・イワガキ)への影響の緩和及び海水交流(中間育成水面)の促進

対象施設名:防波堤(A)、防波堤(B)

工法:潜堤付き孔空き防波堤

○八森漁港（八峰町）



事業主体：秋田県

事業目的：ハタハタの産卵場所となる藻場への影響の最小化及び新たな産卵藻場の確保

対象施設名：護岸、防波堤

工法：離岸式消波工の防波堤



岩館漁港（八峰町）



岩館小入川ハタハタ増殖場（フシスジモクと卵塊）

第4節 快適環境の確保

自然と人が共存できる社会構築の一環として、緑が身近に感じられる、①快適な都市環境を確保・創出するとともに、県民の心のよりどころとなる②自然景観、歴史的・文化的遺産の保全を行うなど、快適環境の保全・創出のための施策を行っています。

1 快適な都市環境の確保・創出

(1) 都市公園の整備

近年、都市再生の必要性の高まりとともに、その都市構造改善の基幹となる身近な緑とオープンスペースの保全と創出が求められています。

このことから、快適な生活環境やスポーツ・文化活動の場を提供すると同時に、災害時の避難場所、大気汚染やヒートアイランド現象等の緩衝地としての機能を持つ都市公園の整備を進めています。

本県の都市公園の整備状況は、平成18年度末で546箇所、1,441haで、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は18.0㎡となっています。

(2) 河川・海岸の環境整備

近年、河川の環境に対する要請は、都市化の進展や生活活動の拡大など様々な社会状況の変化により多様化してきています。この地域社会の要請にこたえるため河川環境管理基本計画に基づき、次の事業などにより河川・海岸の環境保全と創造に努めています。

① 多自然川づくり

生物の生息・生育環境や地域の景観等へ配慮し、自然環境を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を各河川整備で実施しています。

たとえば、河川整備に伴い、瀬と淵の保全や護岸の緑化等を実施することにより、魚介類の生息・産卵場所の保全や植物が復元できる水辺空間を創出します。

また、平成2年度からは、多自然川づくりの基礎資料となる「河川水辺の国勢調査」に

より、魚介類の生育調査を実施しています。



瀬と淵を保全し動植物の生息に配慮（芋川）

② 河川環境整備事業

河川やその自然環境に親しむため、河川公園・広場などのレクリエーション施設を整備しています。皆瀬川（湯沢市）で実施中です。



カヌーで賑わう芥内川

③ 海岸環境整備事業

海岸の安全なレクリエーション空間の保全や、波浪による侵食被害を防止するとともに、環境、景観、親水性に配慮した護岸整備や人工リーフの設置をしています。琴浜海岸（男鹿市 旧若美町）で実施中です。



海水浴客で賑わう琴浜海岸（宮沢海水浴場）

（３）生活環境保全林の整備

県民が安全で安心して暮らすため、森林の担う役割は大きくなっています。特に森林は最も身近なやすらぎや潤いを与える場所として期待されています。

このため、都市周辺の森林において、国土保全機能や水源かん養機能の向上を図りながら保健休養機能やレクリエーション機能などの森林の公益的な機能を総合的に発揮することができる森林（生活環境保全林）としての整

備を積極的に進めています。

本県の整備状況は、平成 18 年度末で箇所数は 41 箇所、面積は 1,780ha となっています。

２ 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全

（１）景観の保全

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために、「秋田県屋外広告物条例」や「秋田県の景観を守る条例」を制定し、これらの条例に基づき規制や指導を行い、地域特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進しています。

表 20 秋田県の景観を守る条例に基づく届出件数

年度	件数	年度	件数
平成6	93	平成13	54
平成7	97	平成14	28
平成8	112	平成15	64
平成9	109	平成16	55
平成10	88	平成17	75
平成11	68	平成18	106
平成12	60	合計	1,009

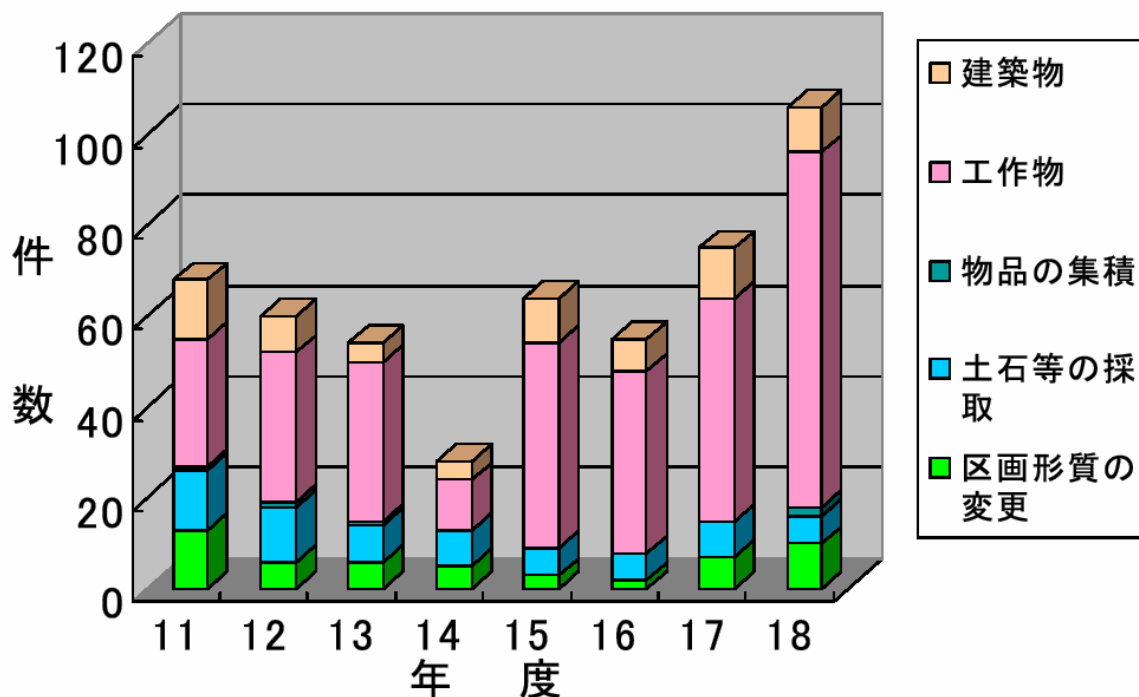


図 4 過去 8 年間の届出状況の推移について (H11~H18)

県は地域住民が日ごろ大切にし、郷土の誇りとしている由緒ある史跡や建造物、町並みなどを保存し、歴史的・文化的遺産として次の世代に継承していくために、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて、文化財の指定や保護を進めています。

秋田県文化財

として
財保
化財
て、
を進

史跡伊勢堂岱遺跡
調査指導委員会現地指導の様子

A-2 大山家住宅
C-2 〈上小阿仁村〉
B-2 伊勢堂岱遺跡
C-2 〈北秋田市〉
C-2 〈小坂町〉
B-1 (特)大湯環状列石
C-2 〈鹿角市〉
A-2 脇本城跡
B-1・3 赤神神社五社堂
A-2 神明社観音堂
C-1 〈五城目町〉
C-1 〈秋田市〉
C-2 〈仙北市〉
B-2・3 秋田城跡
A-2 天徳寺
A-2 嵯峨家住宅
A-1 黒澤家住宅
B-1 地藏田遺跡
C-1 〈大仙市〉
D 角館岩橋家
C-4 角館のシゲザクラ
A-2 車巻家住宅
B-4 一里塚(北檜岡)
B-1・2 弘田藩跡
A-2 古四王神社本殿
C-4 池田氏庭園
B-4 本堂城跡
A-2 波宇志別神社神楽殿
A-2 三輪神社
A-1・2 鈴木家住宅
A-2 土田家住宅
C-3 象潟
C-5 獅子ヶ鼻湿原等
A-3 旧雄勝郡会議事堂
B-4 旧院内銀山跡
C-2 〈湯沢市〉
C-2 〈東成瀬村〉

天然記念物獅子ヶ鼻湿原植物群落緊急調査の様子

**保存修理・防災設備整備等の保存修理
物の保存修理
物の防災設備整備、管理
物の保存修理**

**保全・改修・整備等の修理
公有化
整備計画推進**

- D 重要伝統的建造物群保存地区にある建造物の保存修理

- 37 -

第5節 環境美化への取組

県では、住みやすく公園のように美しい秋田を目指して、市町村と連携し、県民参加型の美化運動の推進に取り組みました。

1 美しいふるさとづくり運動の気運の醸成

(1) あきた・ビューティフル・サンデー

平成14年度から、4月第2日曜日を「あきた・ビューティフル・サンデー」、4月を「あきた・クリーン強調月間」と定め、雪解け後の身近な場所のクリーンアップを呼びかけました。

【平成18年度の参加者】

4/9（第2日曜日）	4月中
約70,200人	約137,500人

(2) ポイ捨て禁止条例普及啓発

平成13年4月から施行された「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）」に基づき、環境美化に対する意識の啓発を図るため、啓発グッズの配布等広報活動を行いました。

また、空き缶等散乱防止強調週間（5/30～6/5）やあきたエコ&リサイクルフェスティバルに合わせてポイ捨て禁止キャンペーンを実施しました。



ポイ捨て防止キャンペーン

2 全県的な環境美化活動の輪づくり

(1) みんなでクリーンアップ作戦

県職員が地域貢献活動として、また、環境美化のための率先行動として、年3回庁舎周辺のクリーンアップを行いました。

このほか、平成19年は秋田わか杉国体開催年にあたることから、「めざせ国体クリーンアップ作戦」として、国体会場周辺や身近な地域のクリーンアップを呼びかけました。

【平成18年度のクリーンアップ】

- ・5月30日
ごみゼロの日クリーンアップ作戦
- ・各地域の夏祭りに合わせて実施日を設定
夏祭り直前クリーンアップ作戦
- ・9月29日
めざせ国体クリーンアップ作戦

(2) あきたクリーンパートナー登録制度

県内で環境美化活動に取り組んでいる5人以上の団体等（住民団体、町内会、学校、企業等）を「あきたクリーンパートナー」として登録し、清掃活動に必要な物品等を提供する制度を平成18年度から実施しています。